

写

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和7年10月

大分県人事委員会

人 委 第 6 0 0 号
令和 7 年 10 月 3 日

大分県議会議長 嶋 幸 一 殿
大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

大分県人事委員会
委員長 和 田 久 継

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法第 8 条第 1 項、第 14 条第 2 項及び第 26 条の規定に基づき、一般職の職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第 2 のとおり勧告します。

別紙第 1

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給与及びその決定に係る民間の給与、生計費その他の諸条件並びに公務運営上の諸課題等について調査研究を行ってきたが、その概要を次のとおり報告する。

1 職員の給与

本委員会が実施した「令和 7 年職員給与等実態調査」の結果によれば、本年 4 月における職員数は 14,658 人であり、その平均年齢は 41.4 歳、性別構成比は男性 58.2%、女性 41.8%、学歴別構成比は大学卒 84.4%、短大卒 4.4%、高校卒 11.2%、中学卒 0.0%となっている。このうち民間給与との比較を行っている行政職給料表適用職員の数は 4,300 人であり、その平均年齢は 40.4 歳、性別構成比は男性 64.6%、女性 35.4%、学歴別構成比は大学卒 75.4%、短大卒 5.1%、高校卒 19.4%、中学卒 0.0%となっている。

職員には、その従事する職務の種類に応じて行政職、研究職、医療職（一）、医療職（二）、海事職、公安職、教育職（一）、教育職（二）及び特定任期付職員の 9 種類の給料表が適用されているが、このうち行政職給料表適用職員の本年 4 月における平均給与月額が 357,200 円となっており、教育職員、警察官等を含めた職員全体の平均給与月額は 384,874 円となっている。

なお、定年が段階的に引き上げられることに伴い、職員の給与に関する条例附則第 37 項により給料月額が決定される職員は、当分の間の措置として、民間企業における再雇用を含む 60 歳台前半の従業員の給与水準等を踏まえて給与水準が設定されていること等から、平均給与月額や人数、平均年齢は、同項により給料月額が決定される職員を除いて算出している。

（参考資料 1 職員給与関係 参照）

2 民間の給与

本委員会は、人事院等と共同して、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の 424 の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した 136 の事業所を対象に「令和 7 年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務と類似すると認められる職務に従事する 5,654 人について、本年 4 月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を詳細に調査するとともに、民間事業所における直近 1 年間の特別給の支給実績及び各民間企業における給与改定の状況等について調査した。

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

なお、後述のとおり、公民給与の比較方法の見直しを行うことから、本年の本県職員給与と民間給与との比較に用いる民間の調査結果は、企業規模 100 人以上の事業所におけるものとする。

(1) 初任給の状況

新規学卒者（事務・技術関係）の採用を行った事業所は、大学卒で 39.5%、高校卒で 47.6%となっており、初任給の平均額は、大学卒で 226,382 円、高校卒で 191,991 円となっている。

(2) 給与改定の状況

表 1 に示すとおり、民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は 68.0%となっている。

表 1 民間における給与改定の状況

		(単位：%)			
項目 役職段階	ベースアップ	ベース改定 中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし	
係員	68.0 (65.7)	— (1.7)	— (—)	32.0 (32.6)	
課長級	56.3 (55.4)	1.0 (2.5)	— (—)	42.7 (42.1)	

(注) 1 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

2 () 内は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計した。

また、表 2 に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は 94.3%となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は 22.9%、減額となっている事業所の割合は 1.2%となっている。

表2 民間における定期昇給の状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
		増額	減額	変化なし			
係員	95.6 (94.4)	94.3 (93.4)	22.9 (24.4)	1.2 (2.0)	70.2 (67.0)	1.3 (1.0)	4.4 (5.6)
課長級	85.2 (86.2)	83.9 (85.1)	18.6 (21.0)	2.3 (2.9)	62.9 (61.3)	1.3 (1.0)	14.9 (13.9)

- (注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
 2 () 内は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計した。
 3 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

(参考資料 2 民間給与関係 参照)

3 職員給与と民間給与との比較

公民給与の比較においては、本年の人事院勧告において、「官民給与の比較に当たっては、広く民間企業の状況を反映させる観点とともに、公務の職務・職責に照らして適切な比較対象とする観点が求められるが、行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を前提とすれば、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較する必要がある。」とされ、人事院は、官民給与の比較対象企業規模を50人以上から100人以上に見直した。

本県においても、急速に少子高齢化・人口減少が進行し、行政課題が複雑化・多様化する中、職員採用試験の受験者数が減少、若手職員の離職も増加しており、優秀な人材を確保していくことが大きな課題となっている。

また、今回の人事院の比較対象企業規模の見直しを踏まえ、他の都道府県が同様の見直しを行うことが考えられる。

以上のことから、本委員会においても、比較対象企業規模を従来の50人以上から100人以上に見直すこととした。その上で本年の公民給与の比較を行った結果は、次のとおりである。

(1) 月例給

本年の職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表適用職員、民間においてはこれと類似すると認められる事務・技術関係職種の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、

年齢を同じくする者同士の給与額を対比させ、精密に比較を行った。

その結果、表3に示すとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均11,068円(3.06%)下回っていた。

表3 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 (A) - (B) (円) $\left[\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right] (\%)$
372,954円	361,886円	11,068円 (3.06%)

(注) 1 民間における事務・技術関係職種の従業員の給与と行政職給料表適用職員の給与をラスパイレス方式によって比較したものである。

2 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(2) 特別給

本年の職種別民間給与実態調査の結果、昨年8月から本年7月までの1年間に於いて、民間事業所で支払われた特別給は、表4に示すとおり、年間で所定内給与月額との4.63月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数(4.60月)が民間事業所の特別給を0.03月分下回っていた。

表4 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期 (A 1)	345,583 円
	上半期 (A 2)	357,525 円
特別給の支給額	下半期 (B 1)	775,250 円
	上半期 (B 2)	853,675 円
特別給の支給割合	下半期 $\frac{(B 1)}{(A 1)}$	2.24 月分
	上半期 $\frac{(B 2)}{(A 2)}$	2.39 月分
	年間	4.63 月分

(注) 1 下半期とは令和6年8月から令和7年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計している。

4 物価及び生計費

総務省の調査による本年4月における全国及び大分市の消費者物価指数は、それぞれ昨年4月に比べ3.6%及び3.5%上昇している。

また、本委員会が総務省による家計調査を基礎に算定した本年4月における大分市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ128,530円、147,640円、166,720円となっている。

(参考資料 3 生計費関係 参照)

5 職員と国家公務員との比較

総務省の令和6年地方公務員給与実態調査(令和6年4月1日現在)によると、国家公務員(行政職俸給表(一)の適用を受ける職員)の平均俸給月額を100とし、これに相当する県職員の職員構成を国の学歴別、経験年数別職員構成と同一であるものとして算出した指数(ラスパイレス指数)は、99.8となっている。

6 人事院の報告及び勧告等の概要

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対し、公務員人事管理に関する報告並びに職員の給与に関する報告及び勧告を行った。その概要は、別記のとおりである。

7 本年の給与の改定

職員の給与決定に係る基礎的諸条件は、以上のとおりである。

職員給与と民間給与の比較を行った結果、月例給については、前記のとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均11,068円(3.06%)下回っていた。また、特別給については、前記のとおり、職員の年間の平均支給月数が民間の年間支給割合を0.03月分下回っていた。

人事院においては、本年の民間給与との較差に基づき国家公務員の月例給を引き上げるとともに特別給の支給月数を引き上げるよう勧告しており、他の都道府県においては、民間給与との較差並びに人事院の報告及び勧告等を考慮して対応することが考えられる。

本委員会は、職員の給与について、地方公務員法の趣旨を踏まえ、国及び他の地方公共団体の職員の給与、民間の給与、その他の事情を考慮して報告及び勧告を行っており、本年も例年と同様に、これらの諸情勢を総合的に勘案し、職員の給与について次のとおり所要の改定を行う必要があると判断した。

(1) 月例給

ア 給料表

行政職給料表については、人事院が勧告した行政職俸給表（一）に準じた給料表に改定するだけでは民間給与との較差がなお残ることから、当該給料表の各号給の額に一定の率を乗じた給料表に改定を行う必要がある。

行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行う必要がある。

イ 諸手当

初任給調整手当については、人事院勧告に準じて所要の改定を行う必要がある。

(2) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の年間支給割合との均衡を図るため、人事院勧告に準じて、支給月数を 0.05 月分引き上げ、4.65 月分とする必要がある。

また、支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、人事院勧告に準じて期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、本年度については、12 月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和 8 年度以降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が 6 月期及び 12 月期で均等になるように定める必要がある。

なお、定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げる必要がある。

(3) 地域手当

地域手当については、人事院の報告に準じて所要の改定を行う必要がある。

(4) 通勤手当

自動車等使用者に対する通勤手当について、長距離通勤者の負担軽減を図る観点から、人事院の報告及び勧告の趣旨や、他の都道府県の動向等に留意しつつ、本県の実情を踏まえ、所要の検討を進める必要がある。

次に、本県においても、自動車等使用者が、通勤の際に自らの負担により外部駐車場を利用している状況が見受けられる。一方、本年の職種別民間給与実態調査の結果によると、従業員の自己負担が生じないように駐車場を確保している事業所が72.0%となっている。さらに、従業員が自ら利用料を支払って外部の駐車場を利用している12.8%の事業所においても、従業員の自己負担を軽減するため、その利用料に対して20.1%の事業所が通勤手当を支給している。駐車場等の利用に対する通勤手当については、このような状況や、国及び他の都道府県の動向等も踏まえて検討していく必要がある。

(5) 宿日直手当

宿日直手当については、人事院勧告に準じて所要の改定を行う必要がある。

(6) 教員の給与

教員の給与については、令和6年8月の中央教育審議会の答申（「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）（中教審第251号））において、教師に優れた人材を確保するため、教職がより魅力ある職となるよう、教職の重要性を踏まえつつ、職務や勤務の状況に応じた処遇改善を図ることが重要とされた。その上で、教職調整額の率の引上げや、学級担任への義務教育等教員特別手当の加算措置などの必要性が提言された。

こうしたことを踏まえ、本年6月、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）（以下「給特法等一部改正法」という。）が公布され、国においては、本年度予算の義務教育費国庫負担金について、次のような見直しが行われることとなっている。

ア 教職調整額の段階的引上げ

イ 教職調整額の対象とならない管理職員の処遇改善

ウ 職務や勤務の状況に応じた給与とする観点からの義務教育等教員特別手当の見直し及び学級担任の業務の困難性を考慮した同手当の加算

エ 非常災害時などの緊急業務に従事した場合等における特殊勤務手当について、当該業務の特殊性、困難性を考慮した支給単位の見直し等

オ 学級担任に義務教育等教員特別手当を加算することに伴う、複式学級の学級担任へ支給する特殊勤務手当「多学年学級担当手当」の廃止

こうした諸情勢を踏まえ、教員給与については、他の都道府県との均衡を図るとともに、法の趣旨に基づき適切に対処する必要がある。

なお、給特法等一部改正法により設置が可能となった主務教諭については、任命権者において、その設置に係る検討が行われているところであり、その動向等に留意していく必要がある。

また、本県では令和8年4月に夜間中学である「大分県立学びヶ丘中学校」が開校することから、高等学校の夜間定時制課程に従事する職員や、他の都道府県との均衡が図られるよう、諸手当について、適切に対処する必要がある。

(7) その他の事項

本年、人事院は、在級期間に係る制度の廃止、職員の月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合の差額を補填するための手当の新設について、報告や勧告を行った。本県においては、国や他の都道府県の動向等に留意する必要がある。

また、人事院は、今後、優秀な人材の確保に向けて、新たな人事制度を検討することとしていることから、本委員会としてもその状況を注視していく。

8 公務運営の改善に関する課題

県職員は、県民の安全・安心な暮らしを守り、地域の発展や持続可能な社会の実現に向けて重責を担う県政推進の原動力であり、高い使命感や専門性などが求められている。

県民の視点に立ち、県民が望む姿の実現に向けて職務に取り組んでいるが、社会経済情勢の急速な変化に伴い、県民ニーズは増大かつ複雑化・多様化している。将来にわたって質の高い県民サービスを提供していくためには、安定的・継続的な人材の確保と職員の資質向上が必要となっている。

しかしながら、全国的な人口減少・少子高齢化により、民間企業等との人材獲得競争が激化する中、本県においても職員採用試験の受験者数は減少傾向にある。特に技術系職種の競争倍率は、平成27年の4.1倍から本年には1.2倍に低下し、採用必要数も令和6年度は80.2%の充足率にとどまっている。早期退職者も増加傾向にあるなど担い手不足が顕在化している。

また、大量退職に伴う採用者数の増加により、20代、30代の若手職員がここ10年で全体の3分の1から約半数に増加するなど、職員の年齢構成は大きく変化するとともに、生活や業務に対する価値観が多様化している。

こうした状況の中、継続的に優秀な人材を確保、定着させ、資質向上を図るためには、次の3点を柱として公務運営を進める必要がある。

第一に、「やりがいや成長を実感できる大分県庁」として、キャリア形成支援を充実・強化させるとともに、日々の業務で得られる学びや人事評価を通じて、職員一人ひとりの主体的な学びや成長につなげていく。

第二に、「働きやすい大分県庁」として、デジタル行革による業務の効率化などにより、長時間労働を是正する。さらに、多様な働き方を選択できる制度や能力を発揮できる環境の整備などの取組により、職員が魅力を感じ、働きやすい職場をつくる。

第三に、「選ばれる大分県庁」として、第一や第二の取組を通じてやりがいや成長を感じてもらい、働きやすい県庁づくりを進めることで、働いている職員に公務の魅力を実感してもらおうとともに、あらゆる機会を通じて職員にもその魅力を発信してもらおうことが重要である。加えて、時代に応じた採用試験の在り方等を検討し、人材確保を図っていく。

これらの取組は、県民サービスの維持向上、活力ある大分県の推進につながるため、任命権者は、公務運営に関する課題の解決に向けた取組を着実に進めるとともに、中・長期的な視点を踏まえ、時代に即した人事施策の策定・推進に取り組むことが肝要である。

(1) やりがいや成長を実感できる大分県庁

ア 主体的な学びと成長の支援

若手職員を中心に自身のキャリア形成への関心が高まる中、一人ひとりの職員を重要な資本と捉える人的資本経営の観点からも、職員の自律的・主体的かつ継続的な学びや学び直しを行える環境を整備していくことが求められている。

任命権者は、自治人材育成センター等での研修に加え、資格取得支援やオンライン研修の活用など、多様な学習機会を提供している。これにより、職員が自らの能力を高め意欲を持って職務に取り組み、高い成果を発揮できるよう努めている。

また、職員の主体的な業務遂行や自発的な能力開発を支援するため、職員が将来目指すキャリアに必要な知識・能力などの明示や希望する職務を踏まえた人事配置、庁内公募制度による研修派遣や特別相談員との面談を通じたキャリア形成支援を促進している。さらに、国や他の地方公共団体・民間企業との交

流、異なる職種間での配置ポストの入替え、専門機関や海外への派遣等、人事交流や研修派遣を通じて幅広い視野や専門性を備えた人材を育成している。

人材不足が深刻化する中、県と市町村が地域や組織の枠を越えてそれぞれの資源を融通し、連携・協働していくことも重要であり、それぞれのニーズを捉えた研修の充実や新たな取組の検討が求められている。

今後も、職員の主体的な学びを後押しする研修環境を一層充実させるとともに、ライフステージの変化を踏まえたキャリア支援を強化し、多様な人材がやりがいを持って働ける体制を整備することが重要である。

イ 成長へとつながる人事評価

人事評価制度は、職員が発揮した能力と挙げた業績を客観的かつ公正・公平に評価するだけにとどまらず、その評価結果を正しく伝えることにより、職員のモチベーションを向上させ、成長にも大きく寄与し、組織全体を活性化させる有効なツールである。このため、制度の客観性・公正性の向上に向けて、評価者・被評価者双方に評価制度の内容や評価のポイントを分かりやすく周知していく必要がある。

また、人事評価の実施に当たっては、所属長との面談などのコミュニケーションを通じて業務目的や目標を共有し、効果的・着実な進捗を図ることで職員の育成につなげるとともに、職員の考え方や努力した点などもきめ細かに把握することが求められる。さらに、評価結果を正しく伝えることにより、職員が自らの強みや弱みを認識し、行動変容へつなげることも重要である。特に、被評価者に対する助言や指導を丁寧に行うことで、職員の成長支援や納得感に結びつけることが期待される。

今後も、結果のフィードバックを一層充実させ、職員が納得感を持てる制度とすることにより、能力開発やモチベーションの向上を促し、県政を支える職員の成長へとつなげていくことが必要である。

ウ 多様な人材の活躍

複雑化・多様化する県民ニーズに対応するためには、性別や障がいの有無、年齢などに関わりなく、それぞれの経験を活かし、多様な人材も含めた全ての職員が活躍できる環境整備が重要である。

女性職員については、「大分県女性職員活躍推進行動計画」において、知事部局では、女性職員の割合を管理職比率 15%、班総括等 20%を目標と定めているが、この目標数値に対する令和 7 年度の実績は、管理職 12.1%、班総括等 23.2%となっている。目標達成に向けては、アンコンシャス・バイアス（無意

識の思い込み)にとらわれないことが重要であることから、全ての職員の意識改革を推進していくことが不可欠である。引き続き、あらゆる分野でその能力を十分に発揮できるよう、若い年代からの幅広い職務経験や育休職員への研修受講機会の提供など、中・長期的な視点に立った人材育成・キャリア形成支援を行うことが必要である。

障がい者雇用については、これまでも、障がいの区分なく採用試験を受験できる環境の整備や年齢制限の緩和などを実施してきたところである。来年7月の法定雇用率引上げを踏まえ、任命権者は計画的な採用に努めるとともに、職員の理解を深める研修や職場支援員による定着支援、執務環境のバリアフリー化などの推進が求められる。

高齢期職員については、定年が段階的に65歳まで引き上げられる中、面談等を通じ希望と職場ニーズを調整し、モチベーションを維持しつつ、その能力や長年培ってきた経験を活かすことができる人事管理や職場の環境づくりに努めることが期待される。

また、近年、民間企業等での社会人経験を有する職員の採用も増えている。多様な経験や専門性を有していることから、その能力や知見を存分に発揮できるよう、採用後の研修、配置や定着支援などの取組が大切である。

多様な人材が活躍している組織は、変化する環境や行政ニーズに対して柔軟な対応が可能となる。全ての職員が、アンコンシャス・バイアスにとらわれず、職員の多様性を尊重し、やりがいや成長を実感できる組織を築いていく必要がある。

(2) 働きやすい大分県庁

ア 長時間労働の是正

長時間労働の是正は、職員の健康保持、仕事と家庭の両立、意欲的に勤務できる環境の確保、更には人材確保の観点からも最重要課題である。本委員会としても、毎年の報告においてその必要性を繰り返し指摘してきた。

このような中、知事部局の令和6年度実績は、①月の時間外勤務時間が80時間超の職員は延べ291名(R5:256名)、②年の時間外勤務時間が720時間超の職員は47名(R5:32名)、③月の時間外勤務時間が45時間を超える回数が年7回以上の職員は91名(R5:75名)であった。いずれの項目も前年度を上回り、長時間労働は依然として深刻な状況にある。

任命権者は、本年6月に「大分県庁働き方改革基本方針」の見直しを行うな

ど、長時間労働の是正に取り組むこととしており、実効性のある取組を担保することが強く求められる。このため、前例にとらわれず、真に職員の負担軽減につながる業務改善や業務スクラップを積極的に進める必要がある。業務改善を一層効果的に進めるためには、DXの推進が重要となることから、行政手続きのデジタル化、データや生成 AI の利活用などデジタル行革による業務の効率化を進めることが求められる。

加えて、管理監督者に対し、自らの責務を改めて自覚させるとともに、日常的に職員との意思疎通を図り、相談しやすい明るく風通しの良い職場づくりを促すことが不可欠である。常に職員の勤務状況に留意し、勤務時間管理システム等を活用して勤務時間や業務量を的確に把握し、特定の職員に過度な負担が集中しないよう、業務の平準化を徹底させることも必要である。また、職員に対しては、常に業務改善の意識を持ち、計画的な時間配分を行いながら、効率的かつ効果的に業務を遂行するよう指導することが求められる。

これらの取組を進めても、なお長時間労働の是正が困難な場合には、その要因を分析・検証し、業務量に応じた適正な職員配置に努めることが重要である。

本委員会としても、労働基準監督機関としての役割を適切に果たすべく、時間外勤務命令の上限運用や勤務実態の調査を継続し、長時間労働の是正に向けた取組を着実に推進していく。

イ 教職員の負担軽減

学校現場を取り巻く環境は複雑化・多様化しており、教員の勤務実態は一層厳しさを増している。また、教員確保の厳しい状況も続いていることから、学校における働き方改革を推進していくことは極めて重要である。教職員の研修・会議等の精選・縮減や ICT の活用による業務改善などの取組により、県立学校教職員の平均時間外在校等時間は減少傾向にあるものの、長時間勤務の抜本的な改善には至っていない。

このような中、本年6月に成立した給特法等一部改正法において、教育委員会に対し、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するため「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定や、その実施状況の公表等が新たに義務付けられるなど、学校における働き方改革の更なる加速化が求められている。

教育委員会においては、教員一人当たりの担当する授業時数の削減、部活動改革やチーム学校の推進、学校・教員が担う業務の適正化など、多岐にわたる教職員の負担軽減策を、市町村教育委員会や関係機関等と連携・協力しながら着実に取り組んでいくことが必要である。

これらを進めることで、教職員が健全かつ持続的に職務を遂行できる職場環境が整備され、また、安定的な人材の確保、教育の質の向上にも資することが期待される。

今後とも、教職員を取り巻く環境整備に係る国の動向等を注視し、本県においても適切に対応していく必要がある。

ウ 時代に即した働き方の推進

ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化する中、それに応じた勤務環境の整備が求められている。職員一人ひとりの事情に応じた柔軟な働き方や、職員の自己実現等につながる人事制度を整備していく必要がある。このような取組は学生の関心も高いことから、人材確保を図る上でも有効である。

本県では、かねてより時差通勤制度、サテライト・オフィス、在宅勤務制度が活用されているところであり、更に今年度はフレックスタイム制度の試行や勤務間インターバルの確保に向けた検討など、柔軟な働き方の推進に取り組んでいる。

知事部局では、効率的かつ多様で質の高い働き方を実現するため、オフィス改革を推進しており、執務室のオープンフロア化やフリーアドレスを見据えたオフィス家具の整備等による執務環境の刷新に取り組んでいる。さらに、働き方の見直しの一環として、生成 AI やデジタルツールを最大限に活用し、日常業務の効率化やコミュニケーションの円滑化を図る「スマートワークルール」の浸透にも取り組んでいる。

また、社会貢献活動等の兼業・副業については、公務の中立性や許可制の趣旨との整合を図りつつ、職員の自発性や健康の確保に留意して、柔軟かつ現実的な運用を検討する必要がある。

今後は、制度の周知徹底と職員による積極的な活用を促進し、公私のバランスを保ちながら能力を十分に発揮できる働きやすい職場環境づくりを一層推進していくことが求められる。

エ 仕事と生活の両立支援

全ての職員が仕事と家庭・生活を両立しつつ、健康で充実感を得ながら働くことのできる職場づくりを目指すことが求められている。その一つとなる男女が共に育児を担う「共育て」を推進するためには、性別を問わず育児に参画する職場文化を根付かせることが重要である。そのような意識が定着すれば、効率的な業務遂行や定時退庁の徹底、ひいては長時間労働の是正につながるほか、休暇の取得・テレワーク・短時間勤務など多様な制度活用の契機となり、柔軟

な働き方の推進を後押しすることとなる。

大分県特定事業主行動計画（第4期）では、男性職員の育児休業取得率を100%（教育委員会は50%）とする目標を掲げている。令和6年度の実績は、知事部局等91.7%（R5:86.5%）、警察本部51.5%（R5:28.7%）、教育委員会33.3%（R5:26.0%）となり、取得率は着実に上昇している。

育児に限らず介護支援策についても、職員が利用しやすい環境を構築することが不可欠である。全職員がワーク・ライフ・バランスの意義を理解し、所属長をはじめとする管理職が率先して意識啓発に努め、職場全体で支援体制を整えることが必要である。

オ 職員の健康管理

職員が心身ともに健康であることは、職員本人やその家族にとって大切なことであり、職員が安心して公務に専念し、その持てる能力を十分に発揮するためにも重要である。しかしながら、精神疾患による休職者は、本年4月時点で80名と、5年前の約1.5倍に増えており、ストレス対処能力を高める取組や復職に向けた支援などの充実が必要である。また、定期健康診断の有所見率（「要経過観察」以上）は7割を超え、メタボリックシンドロームやその予備群も増加しており、生活習慣病の発症や重症化を予防する取組も不可欠である。

こころの健康については、予防・早期発見・早期対応を可能にする重層的な仕組みを整え、職場復帰支援や再発防止策を強化することが求められる。加えて、SNSや外部相談窓口の活用により、誰もが利用しやすい環境を整備し、管理職による積極的な声かけや目配りを徹底することが不可欠である。

身体の健康管理については、若年期から継続的な健康づくりを推進し、生活習慣改善を促す保健指導や啓発を強化することで、職員の健康意識やセルフケア力の向上を図ることが一層求められている。

長時間労働は、心身の健康保持に大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、やむを得ず長時間労働を行った者に対しては、産業医による面談など適切な措置を講じ、災害対応など負担が集中する場合は、メンタルヘルス対策など職員の健康管理をよりきめ細かく行う必要がある。

衛生委員会等を活用し、健康管理や長時間労働に関する議論を深め、快適な職場環境と安全確保を図ることも重要である。本委員会としても、労働基準監督機関として、引き続き任命権者と連携しつつ、労働安全衛生に関する取組を一層推進していく。

カ ハラスメントの対策支援

職場のハラスメントは、職員の尊厳や人格を不当に傷つける許されない行為であり、能力発揮を妨げるだけでなく、周囲の職員にも精神的苦痛を与え、組織全体の公務能率低下や人材損失につながる看過できない重大な課題である。

本県では、職員ハラスメント防止要綱や運用マニュアルに基づき、対応手順や留意事項を明確にし、研修や啓発活動などを行っているが、職場内のハラスメントは当事者間での解決が困難であることから、組織的な対応や外部支援が不可欠である。

今後は、ゼロ・ハラスメントの実現を目指し、研修・啓発を強化するとともに、相談窓口の複数化や匿名化、外部委託の活用など、これまで以上に相談しやすい環境を整備し、迅速な解決につなげていくことが求められる。

特に社会的関心が高まっているカスタマーハラスメントについて、知事部局においては、被害を受けた職員が過去5年間で1,104名に上っていたことを踏まえ、本年1月、対応マニュアルを策定したところである。民間においては、本年6月の民間労働法制の改正により、顧客等の言動から労働者を守るため、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主に義務付けられることとなった。任命権者においては、相談体制の整備・周知、発生後の迅速かつ適切な対応や抑止のための措置を行うとともに、過度な要求に対して、組織として適切に対応していく必要がある。

ハラスメントは、職員の人権に関わる重大な問題である。任命権者は、そのことを強く認識し、予防・対応・再発防止の取組を進め、職員の勤労意欲と心身の健康を守り、安心して働ける職場環境を確保していかなければならない。

(3) 選ばれる大分県庁

ア 県職員の魅力発信等の取組強化

民間企業等との人材獲得競争が激化する中、県職員を目指す若者は年々減少しており、就職先として県庁が選ばれるような取組の拡大が求められる。学生等に対して、県職員として働くやりがいや仕事を通じた成長、職場環境の改善状況などを伝え、その理解を通じて興味・関心を高めることが重要である。

そのためには、任命権者と連携して、インターンシップや若者に訴求力のあるSNSの活用など職員が公務の魅力や魅力を直接伝える機会を利用して、県職員を将来の職業として認知してもらう必要がある。

特に、就職先として公務員を意識し始めるのは、高校生から本格的な就職活

動が始まる前の大学2年生までが多いとされており、人材確保に向けてこの年齢層を対象とした情報発信の取組強化は極めて重要である。

任命権者は、県庁で働く全ての職員に対して、人材の確保・定着を人事担当部署の業務という意識を改めるとともに、人材を十分確保できていない厳しい状況を認識し、自らの課題として捉えてもらう必要がある。その上で、まず職員に職務を通じて得たやりがいや成長、働きやすさなどを感じてもらうとともに、働きやすい県庁づくりを更に進めることで、働いている職員に公務の魅力を実感してもらうことが大切である。そして、職員自身が実感した公務の魅力を、あらゆる機会を通じて公務内外へ発信してもらうことが重要である。

このような取組を含め、本委員会は任命権者とも連携し、人材確保に向けて、県職員の魅力発信等の取組を強化していく。

イ 多様で優秀な人材確保

複雑化・多様化する県民ニーズに対応していくためには、県職員への志望者を増やし、受験しやすい試験を実施することに加えて、多様な経験、専門性を持った人材を確保していくことが重要である。

本県では、これまでも時代の変化を踏まえ、採用試験の見直しに鋭意取り組んできた。その一つが、先行実施枠試験の導入である。当試験は、民間企業との併願者も取り込めるよう基礎能力試験を取り入れ、全国各地で受験可能なテストセンター方式で実施している。また、社会人経験者枠試験では、企業での勤務経験により培われた広い視野や柔軟な発想力を持った人材を広く募集することで、受験者が増えている試験区分も見られる。さらに、採用必要数の確保が難しくなっている技術系職種では、自身の専門性をアピールする技術面接の導入や初級試験における農業区分の新設などの見直しを進めている。

しかしながら、長年にわたり採用必要数を確保できていない獣医師や少数職種の船員等の技術系職種の確保に当たっては、任命権者において、効果的な選考方法や職場環境の整備、処遇改善などの検討がより必要となっている。

今後も、本委員会は多様で優秀な人材確保に向けて、受験者の利便性向上や受験機会の拡大を図るなど、採用試験の在り方を継続的に見直すとともに、国や他の都道府県等の取組も参考にし、より多くの人材が受験しやすい環境を整備していく。また、任命権者も確保に向けてあらゆる方向から検討していくことが必要である。

(4) 公務員倫理の保持

県政を推進する上では、県民の信頼を確保することが最も重要であり、職員は常に公務員としての自覚と節度を保ちつつ、勤務時間の内外を問わず信用を失墜することのないように自戒する必要があるが、依然として一部の職員による不祥事が発生している。

任命権者は、不祥事の根絶に向け、職場での指導や研修などを通じて、職員に対して、法令遵守及び服務規律の保持の徹底を図り、県民全体の奉仕者であることの自覚を促し、県職員としての誇りと高い倫理観・使命感を醸成することが肝要である。

9 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権が制約されている職員の適正な処遇を確保することを目的とし、地方公務員法に定める情勢適応の原則や均衡の原則に則ったものとして、長年の経緯を経て職員給与の決定方式として定着している。

職員の使命は、県民の期待と信頼に応えることであり、日常の業務に真摯に取り組むことはもとより、災害など不測の事態が相次ぐ今日にあっては、一層の使命感と熱意を持ち、迅速かつ的確に対応することが求められている。

こうした中、職員は、時代の要請や社会潮流の変化に対応しつつ、頻発する自然災害への突発的な対応業務等にも精力的に従事しており、「安心」「元気」「未来創造」の大分県づくりのため、それぞれの職場で高い士気を保持し、困難な諸課題に粘り強く取り組んでいる。

人事委員会の勧告を通じて、職務に精励する職員に適正な給与を支給することは、職員の努力と実績に報いるとともに、県民サービスの維持向上に向けて、人材確保を図る上でも重要である。さらに、組織活力の向上や労使関係の安定等を通じて、行政の効率的かつ持続的な運営にも寄与するものである。

議会及び知事におかれては、このような人事委員会勧告制度の意義と役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

令和7年 人事院勧告・報告の概要

激しい人材獲得競争を勝ち抜くため、改革を次のフェーズへ

人事院が実現する「これから」の公務

高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- 国家公務員行動規範の周知・啓発
- 府省横断チームによる公務のブランディング

実力本位で活躍できる公務

- 職務・職責をより重視した給与体系を含む、新たな人事制度の構築に向けて、給与、勤務時間、任用等を一体的に検討

【R8年度に骨格、R9年度に具体的内容を報告】

- 採用市場での競争力確保のため、官民給与の比較対象を見直し
- 業務の特殊・困難性の高まりに伴い本府省業務調整手当を拡充
- 職務・職責に見合った処遇確保のため、在級期間に係る制度を廃止

【R7年度から先行して実施】

働きやすさと成長が両立する公務

- 月100時間超等の超過勤務最小化に向け、各府省の実情に応じた伴走支援や調査・指導の強化

【R7年度から実施】

- 自己実現や社会貢献につながるような兼業制度(自営兼業)の見直し

【R8年度から施行】

- 様々な事情を抱えた職員の活躍を支えるための無給休暇の導入

【R8年度に措置内容を報告】

- 国家公務員の「能力一覧」を作成し、人材の育成や確保に活用

【R7年度に作成】

誰もが挑戦できる開かれた公務

- 経験者採用試験におけるCBT(オンライン試験)の導入

【R8年度に試行試験、R9年度に導入】

- インターンシップを活用した早期選考の実施に向けた環境整備

【R8年度から実施】

- 柔軟なアルムナイ採用のための能力実証方法や公募手続の簡素化

【R8年度から実施】

- 技術系人材の確保に特化した採用ルートの整備

【R8年度に具体像の提示】

～世界に誇れる社会を作り、未来につなげるために～

令和7年 人事院勧告・報告の概要

官民給与の比較方法の見直し

- 行政課題の複雑化・多様化や激しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較
 - 比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引上げ
 - 本府省職員との対応関係を東京23区・本店の企業規模「500人以上」から「1,000人以上」に引上げ
- 令和7年は見直し後の方法で比較。月例給は、生じた較差を解消するため、次のとおり改定

月例給

官民較差:15,014円(3.62%)

【令和7年4月分の民間給与を調査して官民比較】【令和7年4月実施】

俸給

- 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ
 - 【総合職(大卒)】242,000円(+5.2%[+12,000円]) 【一般職(大卒)】232,000円(+5.5%[+12,000円])
 - 【一般職(高卒)】200,300円(+6.5%[+12,300円])

- 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定

※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3%

※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約5.1%の給与改善

本府省業務調整手当

- 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
- 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ

特勤勤務手当等

- 著しく不便な地に所在する官署(特勤官署等)に勤務する職員に支給される特勤勤務手当等と他の手当との減額調整を廃止
- 特勤官署等への採用に伴い転居を行った職員を手当の支給対象に追加

ボーナス [直近1年間(令和6年8月～令和7年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較]

☑ **支給月数の改定**【令和7年4月実施】

年間 4.60 月分 → 4.65 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引上げ

職務・職責をより重視した新たな給与体系に移行するため先行して行う見直し

- ①官民給与の比較方法、②本府省業務調整手当、③特勤勤務手当等の見直し(以上前掲)のほか、
- ④昇格前の級に一定期間在級することを求める制度(在級期間表)を廃止

【①は令和7年の官民給与比較から実施、②及び③は令和7年4月実施、④は令和8年4月実施】

その他の主な給与制度の見直し

通勤手当【②は令和7年4月実施、①及び③は令和8年4月実施】

- ① 自動車等使用者について、65km以上から100km以上までの区分(5km刻み)を新設(上限66,400円)
- ② 現行の「60km以上」までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げ
- ③ 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置【令和8年4月実施】

人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置

別紙第 2

勸 告

次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例を改正することを勧告する。

I 令和 7 年の給与改定のための関係条例の改正

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当について

(ア) 医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額
の限度を 417,600 円とすること。

(イ) 医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、
医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職を占めるものに対する
支給月額の限度を 52,100 円とすること。

イ 宿日直手当について

勤務 1 回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は 4,700 円、医師又は
歯科医師の宿日直勤務は 22,500 円、人事委員会が定める特殊な業務を主と
する宿日直勤務又は 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの期間における宿日
直勤務は 7,700 円とすること。

ウ 期末手当及び勤勉手当について

(ア) 令和 7 年 12 月期

a 特定管理職員以外の職員

期末手当の支給割合を 1.275 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあ
っては、0.725 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 1.075 月分（定年前
再任用短時間勤務職員にあっては、0.525 月分）とすること。

b 特定管理職員

期末手当の支給割合を 1.075 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあ
っては、0.625 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 1.275 月分（定年前
再任用短時間勤務職員にあっては、0.625 月分）とすること。

(イ) 令和8年6月期以降

a 特定管理職員以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.7125月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5125月分）とすること。

b 特定管理職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6125月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6125月分）とすること。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当について

ア 令和7年12月期

期末手当の支給割合を0.975月分とし、勤勉手当の支給割合を0.9月分とすること。

イ 令和8年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.9625月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8875月分とすること。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 令和7年12月期

期末手当の支給割合を1.775月分とすること。

イ 令和8年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.75月分とすること。

II 給特法等一部改正法等に基づく関係条例の改正

1 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の改正

義務教育諸学校等の教育職員（職員の給与に関する条例別表第六のイ教育職給料表（一）又はロ教育職給料表（二）の適用を受ける者に限る。）のうち、その属する職務の級がこれらの給料表の一級、二級又は特二級である者には、その者の給料月額額の100分の10に相当する額の教職調整額を支給すること。

2 職員の給与に関する条例の改正

(1) 教育職給料表（一）

Iの1の(1)による改定後の教育職給料表（一）の備考（二）は、「この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額額は、この表の額に11,500円を、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額額は、この表の額に3,800円をそれぞれ加算した額とする。」とすること。

(2) 教育職給料表（二）

Iの1の(1)による改定後の教育職給料表（二）の備考（二）は、「この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額額は、この表の額に11,500円を、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額額は、この表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。」とすること。

III 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、Iの1の(2)のウの(ア)、2の(2)のア及び3の(2)のアについては、令和7年12月1日から、II及びIIIの2については、令和8年1月1日から、Iの1の(2)のウの(イ)、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては、令和8年4月1日から実施すること。

2 教職調整額の改定に伴う特例措置

IIによる教職調整額の改定に伴い、所要の措置を講ずること。

別記第1

行政職給料表

職 員 区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	196,500	242,900	277,300	311,000	333,900	368,200	422,300	473,700	527,300
	2	197,600	244,200	278,400	312,500	335,700	369,900	424,200	479,000	534,000
	3	198,900	245,600	279,400	313,900	337,500	371,500	426,100	483,900	539,100
	4	200,000	247,000	280,400	315,300	339,200	373,100	427,900	488,500	543,400
	5	201,100	248,400	281,400	316,700	340,900	374,700	429,700	492,600	546,800
	6	202,800	249,800	282,400	317,800	342,600	376,500	431,500	496,000	550,000
	7	204,400	251,200	283,300	318,800	344,300	378,000	433,300	498,900	552,900
	8	206,000	252,700	284,300	320,000	345,900	379,600	435,100	501,400	555,400
	9	207,500	254,100	285,300	321,200	347,500	380,900	436,700	503,400	557,400
	10	209,200	255,300	286,300	322,800	349,200	382,500	438,300		
	11	210,800	256,600	287,300	324,400	350,900	384,200	439,800		
	12	212,400	257,900	288,300	326,000	352,500	385,700	441,300		
	13	213,900	259,100	289,300	327,400	354,000	387,600	442,800		
	14	215,600	260,300	290,600	329,000	355,600	389,500	444,100		
	15	217,300	261,500	291,900	330,600	357,200	391,400	445,400		
	16	219,000	262,700	293,100	332,300	358,800	393,200	446,600		
	17	220,200	263,800	294,300	333,700	360,200	394,700	447,800		
	18	221,800	264,900	295,600	335,400	361,900	396,500	449,100		
	19	223,400	266,000	296,800	337,000	363,500	398,200	450,400		
	20	224,900	267,100	298,000	338,600	365,100	399,800	451,600		
	21	226,500	268,000	299,000	340,000	366,200	401,500	452,800		
	22	228,100	269,000	300,200	341,700	367,700	402,900	453,600		
	23	229,700	270,000	301,400	343,400	369,200	404,300	454,400		
	24	231,300	271,000	302,700	345,000	370,700	405,700	455,200		
	25	232,900	272,000	304,000	346,200	372,400	407,100	455,800		
	26	234,600	272,900	305,100	348,100	374,200	408,300	456,400		
	27	235,900	273,700	306,100	349,800	375,800	409,500	457,000		
	28	237,200	274,600	307,100	351,400	377,500	410,600	457,600		
	29	238,500	275,400	308,200	352,900	378,900	411,700	458,300		
	30	239,600	276,200	309,400	354,500	380,200	412,900	459,100		
	31	240,700	277,000	310,500	356,100	381,400	414,000	459,500		
	32	241,800	277,700	311,700	357,800	382,800	415,100	460,200		
	33	242,900	278,500	312,800	359,500	383,900	415,800	460,700		
	34	243,800	279,300	314,100	361,300	384,900	416,500	461,100		
	35	244,700	280,100	315,400	363,100	385,900	417,100	461,500		
	36	245,700	280,700	316,700	364,900	386,900	417,800	461,900		
	37	246,700	281,400	317,900	366,400	387,700	418,400	462,300		
	38	247,600	282,200	319,200	367,800	388,600	419,000	462,600		
	39	248,500	282,900	320,500	369,200	389,500	419,500	462,900		
	40	249,300	283,600	321,800	370,600	390,300	419,900	463,200		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	250,100	284,300	323,100	372,100	391,100	420,300	463,600
	42	250,800	285,000	324,300	372,900	391,900	420,500	463,900
	43	251,400	285,700	325,600	373,800	392,700	420,800	464,200
	44	252,100	286,400	326,700	374,800	393,400	421,100	464,500
	45	252,800	287,100	327,600	375,700	394,100	421,400	464,800
	46	253,400	287,700	328,900	376,800	394,800	421,700	
	47	254,000	288,400	330,200	377,700	395,500	422,000	
	48	254,600	289,000	331,600	378,700	396,200	422,300	
	49	255,100	289,700	332,700	379,600	396,700	422,500	
	50	255,700	290,300	334,000	380,300	397,300	422,800	
	51	256,300	291,000	335,200	381,000	397,900	423,000	
	52	256,800	291,700	336,400	381,600	398,600	423,300	
	53	257,200	292,200	337,700	382,000	399,000	423,500	
	54	257,600	292,800	338,700	382,600	399,600	423,800	
	55	257,900	293,400	339,800	383,200	400,200	424,100	
	56	258,200	294,100	340,900	383,900	400,700	424,400	
	57	258,500	294,700	341,600	384,300	401,100	424,600	
	58	258,800	295,300	342,500	385,000	401,700	424,900	
	59	259,100	295,900	343,200	385,700	402,300	425,200	
	60	259,400	296,600	344,000	386,300	402,800	425,400	
	61	259,700	297,200	344,800	386,600	403,200	425,600	
	62	260,000	297,800	345,200	387,100	403,700	425,900	
	63	260,300	298,300	345,700	387,700	404,200	426,200	
	64	260,600	298,800	346,400	388,300	404,800	426,400	
	65	260,900	299,300	347,200	388,600	405,100	426,600	
	66	261,200	299,900	347,900	389,200	405,500	426,900	
	67	261,500	300,400	348,600	389,900	405,800	427,200	
	68	261,800	301,000	349,200	390,500	406,200	427,400	
	69	262,100	301,400	349,700	390,900	406,500	427,600	
	70	262,400	301,900	350,300	391,400	406,800	427,900	
	71	262,700	302,400	350,800	392,000	407,100	428,200	
	72	263,000	303,000	351,400	392,500	407,300	428,400	
	73	263,300	303,500	351,700	393,000	407,500	428,600	
	74	263,600	303,900	352,200	393,600	407,800		
	75	263,900	304,200	352,500	394,000	408,100		
	76	264,200	304,500	352,900	394,300	408,300		
	77	264,500	304,800	353,300	394,700	408,500		
	78	264,800	305,100	353,800	395,200	408,800		
	79	265,100	305,300	354,300	395,600	409,100		
	80	265,400	305,600	354,800	396,000	409,300		
	81	265,700	305,800	355,100	396,400	409,500		
	82	266,000	306,000	355,500	396,900	409,800		
	83	266,300	306,300	355,900	397,300	410,100		
	84	266,600	306,500	356,300	397,700	410,300		
	85	266,900	306,800	356,600	398,000	410,600		
	86	267,200	307,000	357,000	398,500	410,900		
	87	267,500	307,300	357,400	398,900	411,200		
	88	267,800	307,600	357,900	399,300	411,400		

	89	268,100	307,900	358,100	399,600	411,600				
	90	268,400	308,200	358,500	400,100					
	91	268,700	308,500	358,900	400,500					
	92	269,000	308,800	359,300	400,900					
	93	269,300	309,000	359,500	401,200					
	94		309,200	359,800						
	95		309,500	360,200						
	96		309,900	360,500						
	97		310,100	360,800						
	98		310,400	361,200						
	99		310,700	361,600						
	100		311,100	362,000						
	101		311,300	362,500						
	102		311,600	362,900						
	103		311,900	363,300						
	104		312,200	363,700						
	105		312,400	364,200						
	106		312,700	364,600						
	107		313,000	364,900						
	108		313,300	365,200						
	109		313,500	365,600						
	110		313,800							
	111		314,200							
	112		314,500							
	113		314,700							
	114		314,900							
	115		315,200							
	116		315,600							
	117		315,800							
	118		316,000							
	119		316,300							
	120		316,600							
	121		316,900							
	122		317,100							
	123		317,400							
	124		317,700							
	125		318,000							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		201,100	228,700	270,500	291,200	306,900	333,200	376,200	410,800	464,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

研究職給料表

職 員 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	196,900	247,700	340,200	390,000	461,800
	2	198,000	252,100	342,200	391,400	472,100
	3	199,300	254,900	344,200	392,800	481,800
	4	200,400	257,600	346,100	394,200	491,800
	5	201,500	260,200	347,900	395,600	501,700
	6	203,700	261,900	349,900	397,000	511,700
	7	205,800	263,400	351,800	398,300	520,500
	8	207,900	264,900	353,700	399,700	528,400
	9	210,000	266,400	355,400	401,100	536,200
	10	212,000	268,400	357,000	402,600	543,400
	11	214,000	270,300	358,600	404,000	548,700
	12	216,000	272,200	360,200	405,400	553,200
	13	218,000	274,200	361,800	406,700	556,200
	14	219,900	276,400	362,800	408,200	558,200
	15	221,800	278,700	363,800	409,700	
	16	223,600	280,900	364,700	411,300	
	17	225,400	283,000	365,800	412,800	
	18	227,200	285,300	367,000	414,400	
	19	229,000	287,600	368,200	416,000	
	20	230,800	290,000	369,400	417,700	
	21	232,600	292,300	370,600	418,900	
	22	234,400	294,400	371,700	420,300	
	23	236,100	296,500	372,700	421,700	
	24	237,800	298,500	373,700	423,000	
	25	239,500	300,500	374,800	424,300	
	26	241,600	302,400	375,800	425,600	
	27	243,500	304,300	376,700	427,100	
	28	245,400	306,300	377,700	428,600	
	29	247,300	308,200	378,600	429,800	
	30	248,400	309,700	379,400	431,000	
	31	249,500	311,200	380,200	432,600	
	32	250,600	312,700	381,000	434,100	
	33	252,100	314,200	381,700	435,400	
	34	253,400	315,700	382,400	436,800	
	35	254,800	317,200	383,200	438,300	
	36	256,200	318,600	384,100	439,700	
	37	257,600	320,000	384,800	441,100	
	38	259,100	320,900	385,500	442,500	
	39	260,600	321,800	386,300	443,900	
	40	262,200	322,600	387,100	445,300	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	263,600	323,300	387,900	446,400
	42	264,900	323,800	389,100	447,700
	43	266,300	324,300	390,300	449,100
	44	267,700	324,700	391,500	450,400
	45	269,200	325,100	392,200	451,200
	46	270,500	325,600	393,200	452,000
	47	271,700	326,100	394,000	452,900
	48	272,900	326,500	394,700	453,800
	49	274,100	326,900	395,400	454,600
	50	275,200	327,300	396,100	455,400
	51	276,300	327,600	396,700	456,000
	52	277,400	328,100	397,300	456,800
	53	278,500	328,500	397,900	457,200
	54	279,600	328,900	398,600	457,800
	55	280,600	329,300	399,400	458,300
	56	281,600	329,600	400,200	458,800
	57	282,600	330,000	400,800	459,300
	58	283,300	330,300	401,600	
	59	283,800	330,700	402,300	
	60	284,400	331,000	403,000	
	61	285,000	331,500	403,600	
	62	285,600	332,000	404,300	
	63	286,200	332,600	404,900	
	64	286,700	333,100	405,600	
	65	287,300	333,500	406,300	
	66	287,800	334,100	406,900	
	67	288,400	334,600	407,500	
	68	288,900	335,200	408,200	
	69	289,500	335,700	408,900	
	70	290,200	336,200	409,400	
	71	290,800	336,700	410,000	
	72	291,400	337,300	410,700	
	73	292,000	337,800	411,200	
	74	292,600	338,500	411,800	
	75	293,200	339,200	412,400	
	76	293,900	339,900	412,900	
	77	294,500	340,500	413,400	
	78	295,200	341,100	413,900	
	79	295,900	341,800	414,400	
	80	296,400	342,500	415,100	
	81	297,000	343,200	415,500	
	82	297,600	343,900	416,000	
	83	298,300	344,500	416,500	
	84	298,900	345,100	417,200	
	85	299,400	345,600	417,600	
	86	300,000	346,100		
	87	300,700	346,500		
	88	301,300	346,900		

	89	301,800	347,200			
	90	302,400	347,700			
	91	303,100	348,000			
	92	303,700	348,400			
	93	304,300	348,700			
	94	305,000	349,000			
	95	305,600	349,400			
	96	306,200	349,800			
	97	306,500	350,300			
	98	307,000	350,800			
	99	307,600	351,300			
	100	308,100	351,800			
	101	308,500	352,300			
	102	308,900	352,800			
	103	309,200	353,200			
	104	309,600	353,700			
	105	310,000	354,100			
	106	310,400	354,500			
	107	310,800	355,000			
	108	311,100	355,400			
	109	311,300	355,900			
	110	311,700	356,300			
	111	312,000	356,700			
	112	312,200	357,100			
	113	312,500	357,700			
	114	312,800	358,100			
	115	313,100	358,500			
	116	313,400	358,900			
	117	313,600	359,400			
	118	313,900	359,800			
	119	314,100	360,200			
	120	314,400	360,600			
	121	314,700	361,000			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		231,100	274,400	300,300	344,300	404,900

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職 員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	306,800	417,200	472,100	568,300
	2	309,100	419,900	474,100	574,500
	3	311,400	422,500	476,000	579,600
	4	313,600	424,900	477,900	584,300
	5	315,700	427,200	479,300	588,600
	6	319,200	429,400	481,000	592,900
	7	322,700	431,400	482,800	596,400
	8	326,100	433,500	484,600	599,300
	9	329,500	435,600	486,400	601,800
	10	333,100	437,200	488,100	604,100
	11	336,500	438,700	489,900	
	12	339,900	440,200	491,800	
	13	343,300	441,600	493,600	
	14	346,800	443,000	495,300	
	15	350,200	444,500	497,100	
	16	353,600	445,900	498,900	
	17	357,000	447,200	500,700	
	18	360,200	448,700	502,600	
	19	363,400	450,100	504,500	
	20	366,600	451,500	506,400	
	21	369,900	452,800	508,300	
	22	373,000	454,300	510,000	
	23	376,100	455,700	511,800	
	24	379,100	457,100	513,600	
	25	382,200	458,500	515,200	
	26	384,600	459,900	517,100	
	27	386,900	461,200	518,900	
	28	389,100	462,600	520,400	
	29	391,000	464,100	521,800	
	30	392,700	465,400	523,500	
	31	394,400	466,800	525,300	
	32	396,200	468,200	527,000	
	33	397,900	469,500	528,500	
	34	399,700	470,900	529,800	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	35	401,300	472,200	531,100	
	36	402,600	473,600	532,400	
	37	404,000	475,000	533,400	
	38	405,400	476,700	534,700	
	39	406,800	478,300	536,000	
	40	408,200	479,800	537,300	

41	409,700	481,400	538,300
42	410,400	482,600	539,100
43	411,100	483,700	539,900
44	411,700	484,800	540,700
45	412,500	485,800	541,600
46	413,100	486,700	542,400
47	413,700	487,600	543,300
48	414,200	488,400	544,000
49	414,700	489,100	544,800
50	415,100	489,800	545,600
51	415,600	490,600	546,300
52	416,000	491,200	547,200
53	416,400	491,800	548,100
54	416,700	492,500	548,900
55	417,000	493,100	549,800
56	417,400	493,700	550,700
57	417,700	494,000	551,500
58	418,100	494,600	552,300
59	418,400	495,200	553,100
60	418,800	495,900	553,800
61	419,200	496,300	554,600
62	419,500	496,900	555,500
63	419,800	497,600	556,400
64	420,100	498,300	557,300
65	420,400	498,700	558,100
66		499,300	559,000
67		499,900	559,900
68		500,400	560,800
69		500,900	561,600
70		501,400	562,500
71		501,900	563,400
72		502,400	564,300
73		502,800	565,100
74		503,300	
75		503,700	
76		504,100	
77		504,600	
78		505,200	
79		505,700	
80		506,100	
81		506,600	
82		507,200	
83		507,800	
84		508,300	
85		508,800	

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 314,100	円 357,900	円 414,400	円 490,400

備考 この表は、医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職 員 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	201,800	240,700	275,400	294,400	327,500	373,700	428,800
	2	203,900	242,000	276,200	295,200	328,900	375,400	430,700
	3	206,000	243,300	276,900	295,900	330,300	377,000	432,700
	4	208,100	244,600	277,700	296,600	331,800	378,600	434,500
	5	210,100	245,800	278,600	297,300	333,200	380,100	436,300
	6	212,100	246,900	279,400	298,000	334,800	381,700	438,000
	7	214,100	247,900	280,200	298,700	336,300	383,300	439,600
	8	215,900	248,800	280,900	299,400	337,800	385,000	441,100
	9	217,700	249,900	281,600	300,200	339,200	386,600	442,600
	10	219,600	251,000	282,400	300,900	340,800	388,600	443,900
	11	221,500	252,200	283,200	301,700	342,300	390,600	445,200
	12	223,600	253,400	284,000	302,300	343,800	392,600	446,500
	13	225,400	254,600	284,800	302,900	345,200	394,000	447,800
	14	227,400	255,800	285,600	304,000	346,800	395,700	449,000
	15	229,600	257,000	286,300	305,200	348,300	397,400	450,200
	16	231,700	258,100	287,100	306,400	349,800	399,100	451,300
	17	233,800	259,100	287,900	307,500	351,300	400,800	452,500
	18	234,900	260,100	288,700	308,700	352,900	402,300	453,600
	19	235,900	261,200	289,500	309,800	354,500	403,800	454,800
	20	237,000	262,200	290,200	311,000	356,000	405,300	456,000
	21	238,100	263,300	291,000	312,200	357,300	406,600	457,100
	22	238,900	264,200	291,900	313,400	358,900	407,900	457,900
	23	239,800	265,000	292,800	314,600	360,400	409,200	458,300
	24	240,600	265,800	293,500	315,700	361,900	410,300	459,000
	25	241,500	266,600	294,200	316,900	363,300	411,500	459,500
	26	242,400	267,400	295,100	318,100	364,800	412,600	459,900
	27	243,300	268,200	296,000	319,200	366,300	413,700	460,300
	28	244,200	269,000	296,700	320,400	367,700	414,800	460,700
	29	245,000	269,700	297,500	321,600	369,100	415,600	461,100
	30	245,800	270,500	298,500	322,800	370,700	416,400	461,500
	31	246,500	271,300	299,400	324,000	372,100	417,100	461,800
	32	247,300	272,100	300,400	325,200	373,600	417,900	462,100
	33	248,000	272,900	301,400	326,300	374,800	418,300	462,400
	34	248,600	273,700	302,500	327,400	375,900	418,900	462,700
	35	249,300	274,300	303,500	328,600	377,100	419,400	463,000
	36	250,000	275,100	304,400	329,800	378,200	419,800	463,300
	37	250,700	276,000	305,500	331,000	379,200	420,200	463,700
	38	251,300	276,800	306,500	332,300	380,000	420,400	
	39	252,000	277,600	307,500	333,600	380,900	420,700	
	40	252,600	278,400	308,500	334,800	382,000	421,000	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	253,200	279,100	309,400	335,700	383,000	421,300
	42	253,800	279,900	310,600	336,900	384,100	421,600
	43	254,400	280,700	311,700	338,100	385,100	421,900
	44	254,900	281,400	312,800	339,300	386,000	422,200
	45	255,300	282,100	313,800	340,200	386,800	422,400
	46	255,900	282,900	314,900	341,200	387,600	422,700
	47	256,300	283,700	316,000	342,200	388,500	423,000
	48	256,700	284,400	317,000	343,100	389,300	423,300
	49	257,100	285,100	318,100	344,000	389,800	423,500
	50	257,600	285,800	319,100	344,900	390,600	423,700
	51	258,100	286,400	320,200	345,900	391,400	424,000
	52	258,600	287,100	321,300	346,800	392,200	424,300
	53	258,900	287,800	322,300	347,300	392,600	424,500
	54	259,200	288,400	323,300	348,200	393,300	424,700
	55	259,500	289,100	324,300	348,900	394,000	425,000
	56	259,800	289,700	325,300	349,800	394,600	425,300
	57	260,100	290,400	326,200	350,500	395,000	425,500
	58	260,400	291,100	327,200	350,800	395,500	425,700
	59	260,700	291,800	328,200	351,200	396,100	426,000
	60	261,000	292,400	329,100	351,800	396,700	426,300
	61	261,300	292,900	330,000	352,400	397,100	426,500
	62	261,600	293,500	330,700	353,100	397,600	
	63	261,900	294,200	331,500	353,800	398,100	
	64	262,200	294,800	332,100	354,400	398,600	
	65	262,500	295,300	332,700	355,100	399,200	
	66	262,800	295,900	333,400	355,600	399,700	
	67	263,100	296,600	334,000	356,200	400,300	
	68	263,400	297,200	334,600	356,800	400,900	
	69	263,700	297,800	335,200	357,100	401,400	
	70	264,000	298,400	335,400	357,700	401,900	
	71	264,300	299,000	335,800	358,100	402,300	
	72	264,500	299,600	336,300	358,600	402,700	
	73	264,700	300,200	336,900	359,100	403,000	
	74	265,000	300,700	337,400	359,600	403,500	
	75	265,300	301,100	337,900	360,100	403,900	
	76	265,500	301,500	338,300	360,500	404,300	
	77	265,700	301,800	338,900	360,800	404,700	
	78	266,000	302,100	339,400	361,100	405,200	
	79	266,300	302,300	339,800	361,300	405,600	
	80	266,500	302,600	340,300	361,600	406,000	
	81	266,700	302,900	340,800	362,100	406,400	
	82	267,000	303,100	341,100	362,400	406,900	
	83	267,300	303,400	341,300	362,700	407,300	
	84	267,500	303,700	341,600	363,000	407,700	
	85	267,700	303,900	342,000	363,400	408,100	
	86		304,100	342,400	363,700	408,600	
	87		304,300	342,700	364,000	409,000	
	88		304,500	343,000	364,300	409,400	

	89		305,000	343,300	364,700	409,800		
	90		305,200	343,500	365,000			
	91		305,400	343,900	365,200			
	92		305,600	344,200	365,500			
	93		306,000	344,400	365,800			
	94		306,200	344,700	366,200			
	95		306,400	345,000	366,600			
	96		306,700	345,200	367,000			
	97		307,000	345,400	367,500			
	98		307,200	345,700	367,900			
	99		307,400	346,000	368,300			
	100		307,700	346,200	368,700			
	101		308,000	346,400	369,200			
	102		308,200	346,600				
	103		308,400	347,000				
	104		308,700	347,200				
	105		309,000	347,400				
	106			347,700				
	107			348,100				
	108			348,500				
	109			348,700				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		202,100	228,800	258,300	272,300	298,900	341,300	384,900

備考 この表は、保健所、県立学校、市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

海事職給料表

職 員 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	222,000	234,000	292,200	334,300	381,300	424,500
	2	223,700	237,300	293,900	335,400	383,000	426,600
	3	225,500	240,600	295,600	336,500	384,800	428,700
	4	227,100	243,900	297,300	337,500	386,300	430,800
	5	228,600	247,100	299,000	338,400	387,800	432,700
	6	231,300	250,200	300,500	339,800	389,500	434,100
	7	234,100	253,500	301,900	341,400	391,200	435,500
	8	236,700	256,500	303,400	343,000	392,700	436,800
	9	239,400	259,500	305,000	344,900	394,200	438,200
	10	241,600	262,400	306,300	346,500	395,700	439,500
	11	243,700	265,300	307,500	348,100	397,100	440,700
	12	245,800	268,100	308,800	349,700	398,600	441,900
	13	247,800	270,900	310,100	351,400	400,100	443,100
	14	249,600	273,800	311,400	353,000	401,500	444,300
	15	251,400	276,600	312,600	354,600	402,800	445,400
	16	253,100	279,400	313,900	356,100	404,100	446,500
	17	254,600	282,000	315,100	357,700	405,600	447,500
	18	256,100	283,400	316,200	358,500	407,100	448,500
	19	257,700	284,800	317,400	359,300	408,700	449,600
	20	259,200	286,200	318,500	360,000	410,300	450,700
	21	260,600	287,600	319,800	360,800	411,900	451,600
	22	261,900	288,700	320,600	361,500	413,300	452,400
	23	263,000	289,800	321,300	362,300	414,700	453,300
	24	264,200	290,900	322,000	363,000	416,100	454,100
	25	265,300	292,000	322,700	363,800	417,400	455,000
	26	266,300	292,600	323,400	364,500	418,600	455,900
	27	267,400	293,000	324,000	365,300	419,800	456,700
	28	268,300	293,400	324,600	366,000	421,000	457,500
	29	269,300	293,800	325,300	366,700	422,200	457,900
	30	270,200	294,200	325,800	367,400	423,200	458,400
	31	271,100	294,500	326,400	368,000	424,200	459,000
	32	271,900	294,800	327,000	368,700	425,200	459,500
	33	272,600	295,100	327,600	369,400	425,700	460,000
	34	273,300	295,400	328,200	370,000	426,500	460,300
	35	273,800	295,700	328,600	370,700	427,400	460,700
	36	274,300	296,000	329,100	371,300	428,300	461,100
	37	274,900	296,300	329,600	372,000	429,100	461,400
	38	275,500	296,600	330,100	372,600	430,000	461,900
	39	276,000	296,900	330,600	373,200	430,800	462,500
	40	276,500	297,200	330,900	373,900	431,700	463,100

定年再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	276,900	297,500	331,300	374,600	432,500	463,800
	42	277,300	297,700	331,600	375,300	433,300	464,500
	43	277,700	298,000	331,900	376,000	434,200	465,100
	44	278,200	298,300	332,200	376,600	434,700	465,700
	45	278,800	298,600	332,500	377,200	434,900	466,000
	46	279,400	298,800	332,800	378,000	435,300	466,600
	47	280,000	299,100	333,100	378,800	435,600	467,200
	48	280,600	299,400	333,400	379,500	435,900	467,800
	49	281,100	299,700	333,700	380,300	436,200	468,200
	50	281,700	300,000	334,000	381,200	436,400	468,500
	51	282,300	300,300	334,300	382,000	436,700	468,800
	52	282,800	300,500	334,600	382,700	437,200	469,000
	53	283,300	300,700	334,900	383,300	437,500	469,200
	54	283,800	301,000	335,200	384,300	438,000	469,400
	55	284,300	301,300	335,500	385,200	438,500	469,700
	56	284,800	301,500	335,700	386,000	439,000	470,000
	57	285,300	301,700	335,900	386,300	439,600	470,200
	58	285,800	302,000	336,200	386,600	440,200	470,500
	59	286,300	302,300	336,500	386,900	440,700	470,800
	60	286,700	302,500	336,700	387,200	441,200	471,000
	61	287,100	302,700	336,900	387,500	441,800	471,200
	62	287,400	303,000	337,200	387,800	442,300	
	63	287,700	303,300	337,500	388,100	442,800	
	64	287,900	303,500	337,700	388,400	443,300	
	65	288,100	303,700	337,900	388,600	443,800	
	66	288,400	303,900	338,200	388,800	444,400	
	67	288,700	304,100	338,500	389,100	444,900	
	68	288,900	304,400	338,700	389,400	445,500	
	69	289,100	304,800	338,900	389,700	446,000	
	70	289,400			389,900	446,500	
	71	289,600			390,200	447,100	
	72	289,800			390,500	447,700	
	73	290,100			390,800	448,000	
	74				391,200	448,600	
	75				391,600	449,200	
	76				392,000	449,700	
	77				392,400	450,100	
	78				392,800	450,600	
	79				393,300	451,300	
	80				393,800	452,000	
	81				394,200	452,200	
	82				394,600		
	83				395,000		
	84				395,400		
	85				395,900		
	86				396,400		
	87				396,900		
	88				397,400		

89					397,700		
90					398,100		
91					398,400		
92					398,800		
93					399,300		
94					399,600		
95					400,100		
96					400,500		
97					401,100		
98					401,400		
99					401,900		
100					402,300		
101					402,900		
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	228,600	234,400	265,600	296,400	339,100	368,600	

備考 この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

公安職給料表

職 員 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	226,500	247,500	270,600	309,400	345,400	367,100	398,200	434,700	481,600
	2	228,900	249,700	272,500	310,400	346,900	368,800	399,900	436,300	487,600
	3	231,300	252,000	274,600	311,300	348,300	370,500	401,500	437,900	492,600
	4	233,700	254,200	276,700	312,200	349,800	372,100	403,200	439,400	496,800
	5	236,000	256,400	278,800	312,800	351,300	373,700	404,700	440,900	500,800
	6	238,400	258,400	280,100	313,500	352,700	375,400	406,300	442,500	504,200
	7	240,800	260,400	281,400	314,100	354,000	377,000	407,900	443,900	507,100
	8	243,000	262,200	282,700	314,800	355,300	378,500	409,500	445,300	509,600
	9	245,200	264,000	284,000	315,400	356,600	380,000	411,100	446,400	511,800
	10	247,300	265,700	285,300	316,100	358,300	381,600	412,700	447,800	
	11	249,400	267,400	286,500	316,800	359,900	383,200	414,300	449,300	
	12	251,400	268,800	287,700	317,400	361,500	384,900	415,900	450,800	
	13	253,400	270,200	288,900	318,100	362,900	386,500	417,400	452,100	
	14	255,400	272,000	289,900	318,800	364,500	388,100	419,400	453,800	
	15	257,400	273,300	290,900	319,400	366,000	389,700	421,400	455,400	
	16	259,000	274,700	292,300	320,200	367,500	391,300	423,400	457,000	
	17	260,600	276,100	293,400	320,900	369,000	392,900	424,900	458,400	
	18	262,100	277,300	294,500	321,700	370,600	394,500	426,600	460,100	
	19	263,600	278,600	295,600	322,700	372,100	396,100	428,200	461,800	
	20	265,100	279,700	296,700	323,500	373,600	397,700	429,900	463,400	
	21	266,600	281,000	297,900	324,400	375,100	399,200	431,500	464,900	
	22	268,100	282,100	298,500	325,600	376,700	400,800	433,000	465,600	
	23	269,600	283,300	299,000	326,900	378,300	402,500	434,500	466,300	
	24	271,100	284,400	299,600	328,200	379,900	404,200	435,900	467,000	
	25	272,600	285,700	300,000	329,400	381,300	405,900	437,200	467,400	
	26	273,800	287,000	300,600	330,900	383,000	407,900	438,700	467,900	
	27	275,000	288,200	301,100	332,300	384,800	409,700	440,200	468,500	
	28	276,200	289,400	301,600	333,300	386,400	411,700	441,600	469,100	
	29	277,400	290,300	302,000	334,200	388,000	413,400	443,100	469,700	
	30	278,600	291,300	302,600	335,400	389,600	414,800	444,400	470,400	
	31	279,700	292,400	303,100	336,500	391,200	416,000	445,600	470,900	
	32	280,800	293,400	303,600	337,600	392,800	417,300	446,800	471,400	
	33	282,100	294,600	304,100	338,700	394,500	418,300	447,800	471,900	
	34	283,400	295,200	304,800	339,900	396,500	419,400	448,500	472,200	
	35	284,600	295,800	305,200	341,100	398,500	420,400	449,200	472,500	
	36	285,900	296,400	305,600	342,100	400,500	421,400	449,900	472,900	
	37	286,800	296,800	306,100	343,200	402,200	422,500	450,400	473,200	
	38	287,800	297,400	306,700	344,400	403,900	423,600	450,800	473,400	
	39	288,900	298,000	307,300	345,600	405,400	424,700	451,200	473,700	
	40	290,000	298,500	307,800	346,800	406,900	425,800	451,500	473,900	

	41	291,200	298,900	308,400	347,900	408,100	427,000	451,800	474,200
	42	291,800	299,500	309,100	349,000	409,100	427,800	452,100	474,400
	43	292,400	300,100	309,800	350,200	410,100	428,600	452,400	474,600
	44	292,900	300,600	310,400	351,400	411,200	429,200	452,700	474,800
	45	293,300	301,000	311,000	352,500	412,200	429,700	452,900	475,200
	46	293,800	301,500	311,800	353,800	413,300	430,400	453,200	475,400
	47	294,300	302,000	312,600	355,000	414,400	431,100	453,500	475,600
	48	294,800	302,500	313,300	356,200	415,500	431,700	453,700	475,800
	49	295,200	303,000	314,100	357,400	416,800	432,400	454,000	476,200
	50	295,700	303,500	315,100	358,800	417,600	432,800	454,300	
	51	296,200	304,100	316,100	360,100	418,400	433,400	454,600	
	52	296,700	304,700	317,100	361,400	419,000	434,000	454,900	
	53	297,200	305,300	318,100	362,300	419,500	434,400	455,100	
	54	297,800	305,900	319,200	363,600	420,200	434,800	455,400	
	55	298,200	306,600	320,200	364,800	420,800	435,300	455,600	
	56	298,600	307,200	321,200	366,000	421,500	435,800	455,900	
	57	299,100	307,800	322,200	367,100	421,800	436,300	456,100	
	58	299,600	308,600	323,300	368,400	422,500	436,800	456,400	
	59	300,100	309,400	324,400	369,800	423,200	437,300	456,700	
	60	300,500	310,100	325,500	371,200	423,700	437,700	456,900	
	61	301,000	310,900	326,300	372,500	424,100	438,100	457,100	
	62	301,400	311,700	327,400	374,000	424,500	438,400	457,400	
	63	301,900	312,500	328,500	375,500	425,000	438,700	457,700	
	64	302,300	313,400	329,600	376,900	425,500	439,000	458,000	
	65	302,800	314,200	330,500	378,100	426,000	439,200	458,200	
	66	303,300	315,000	331,700	379,500	426,400	439,500	458,500	
	67	303,700	315,800	332,800	380,800	426,900	439,800	458,800	
	68	304,100	316,600	333,900	382,200	427,400	440,000	459,100	
	69	304,700	317,500	334,900	383,300	427,900	440,200	459,300	
	70	305,100	318,300	336,000	384,600	428,400	440,500	459,600	
	71	305,500	319,200	337,200	385,800	429,000	440,800	459,900	
	72	306,000	320,100	338,400	387,000	429,500	441,000	460,200	
	73	306,500	320,700	339,100	388,300	429,900	441,200	460,400	
	74	307,000	321,600	340,400	389,500	430,500	441,500		
	75	307,600	322,500	341,700	390,700	430,900	441,800		
	76	308,000	323,300	343,000	391,800	431,100	442,000		
	77	308,500	323,900	344,200	392,900	431,400	442,200		
	78	309,000	324,800	345,600	394,100	431,900	442,500		
	79	309,600	325,700	347,000	395,200	432,200	442,800		
	80	310,200	326,700	348,400	396,400	432,500	443,000		
	81	310,700	327,600	349,700	397,500	432,800	443,200		
	82	311,200	328,600	351,300	398,100	433,200	443,500		
	83	311,900	329,500	352,800	398,600	433,600	443,800		
	84	312,500	330,500	354,300	399,100	434,000	444,000		
	85	313,100	331,500	355,700	399,700	434,300	444,200		
	86	313,700	332,500	357,200	400,300	434,700			
	87	314,400	333,500	358,800	400,900	435,100			
	88	315,100	334,500	360,200	401,500	435,500			

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

89	315,800	335,400	361,500	401,800	435,800				
90	316,500	336,700	362,700	402,300					
91	317,200	337,900	363,900	402,800					
92	317,900	339,100	365,200	403,300					
93	318,400	340,300	366,500	403,700					
94	319,300	341,600	368,000	404,100					
95	320,200	342,800	369,500	404,600					
96	321,000	344,000	370,900	405,100					
97	321,700	345,200	372,200	405,500					
98	322,600	346,500	373,400	406,000					
99	323,500	347,700	374,500	406,500					
100	324,400	348,900	375,700	406,900					
101	325,300	350,300	376,800	407,200					
102	326,300	351,200	377,900	407,600					
103	327,300	352,200	379,000	408,000					
104	328,200	353,300	380,100	408,300					
105	329,000	354,400	381,300	408,600					
106	329,600	355,500	381,800	409,100					
107	330,200	356,500	382,400	409,600					
108	330,800	357,500	383,000	410,100					
109	331,400	358,800	383,600	410,400					
110	331,900	359,800	384,200	411,000					
111	332,300	360,800	384,600	411,500					
112	332,800	361,700	385,100	412,000					
113	333,600	362,600	385,500	412,300					
114	334,200	363,500	385,900	412,800					
115	334,900	364,400	386,400	413,300					
116	335,500	365,400	386,900	413,800					
117	336,100	366,400	387,300	414,200					
118	336,800	366,800	387,800	414,700					
119	337,500	367,400	388,400	415,100					
120	338,200	368,000	388,900	415,600					
121	338,800	368,300	389,100	416,000					
122	339,100	368,700	389,600	416,500					
123	339,600	369,100	390,100	416,900					
124	340,100	369,500	390,500	417,400					
125	340,400	369,900	391,000	417,800					
126		370,300	391,500						
127		370,700	392,000						
128		371,100	392,500						
129		371,500	392,800						
130		371,900	393,300						
131		372,300	393,800						
132		372,700	394,300						
133		372,900	394,600						
134		373,400	395,100						
135		373,700	395,500						
136		374,000	395,900						

	137		374,300	396,200						
	138		374,700	396,600						
	139		375,200	397,100						
	140		375,700	397,600						
	141		376,000	397,900						
	142		376,500							
	143		377,000							
	144		377,500							
	145		377,800							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		256,400	268,500	273,000	305,800	323,100	337,800	362,100	398,500	431,500

備考 この表は、警察官に適用する。

教育職給料表

イ 教育職給料表(一)

職 員 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	213,700	260,800	333,800	390,900	466,500
	2	216,100	262,200	335,600	392,400	468,300
	3	218,400	263,600	337,400	393,800	470,100
	4	220,700	265,000	339,100	395,200	471,900
	5	222,900	266,400	340,700	396,600	473,600
	6	225,300	267,600	342,600	398,000	475,300
	7	227,500	268,800	344,500	399,500	477,200
	8	229,700	270,000	346,300	400,900	479,000
	9	231,900	271,300	348,100	402,200	480,700
	10	234,100	272,400	350,100	403,600	482,300
	11	236,300	273,500	351,900	405,100	483,900
	12	238,500	274,700	353,600	406,600	485,400
	13	240,700	276,000	355,300	407,900	486,900
	14	242,800	277,700	357,000	409,400	488,200
	15	244,900	279,500	358,600	411,000	489,600
	16	247,000	281,200	360,200	412,500	491,000
	17	249,100	282,900	361,800	413,900	492,200
	18	250,900	284,900	363,100	415,500	492,800
	19	252,700	287,100	364,300	417,100	493,400
	20	254,400	289,300	365,400	418,600	494,100
	21	256,100	291,500	366,700	419,800	494,700
	22	257,400	293,700	368,300	421,200	
	23	258,700	295,900	369,900	422,600	
	24	259,900	298,000	371,400	423,900	
	25	261,100	300,000	372,800	425,500	
	26	262,300	301,900	374,400	426,900	
	27	263,500	303,800	375,900	428,200	
	28	264,700	305,700	377,400	429,600	
	29	265,800	307,500	378,900	431,000	
	30	266,800	309,400	380,500	432,300	
	31	267,900	311,200	382,100	433,800	
	32	268,900	312,900	383,600	435,300	
	33	270,000	314,600	385,200	436,900	
	34	271,100	316,400	386,800	438,400	
	35	272,300	318,100	388,300	440,000	
	36	273,600	319,700	389,800	441,500	
	37	274,800	321,300	391,300	443,200	
	38	275,900	323,000	392,800	444,700	
	39	277,100	324,800	394,300	446,300	
	40	278,300	326,500	395,700	447,900	

41	279,600	327,800	397,000	449,400
42	280,600	329,700	398,500	450,900
43	281,600	331,600	399,900	452,100
44	282,500	333,300	401,300	453,300
45	283,100	334,900	402,800	454,500
46	283,900	336,800	404,400	455,800
47	284,700	338,500	406,000	457,000
48	285,500	340,200	407,400	458,200
49	286,200	341,900	408,600	459,300
50	287,000	343,600	410,000	460,500
51	287,700	345,300	411,500	461,700
52	288,500	347,000	412,800	462,900
53	289,300	348,700	414,000	464,200
54	290,100	350,000	415,200	465,400
55	290,800	351,300	416,500	466,600
56	291,600	352,600	417,800	467,800
57	292,300	354,100	419,100	468,900
58	292,900	355,700	420,400	469,500
59	293,700	357,200	421,800	470,000
60	294,500	358,900	423,000	470,500
61	295,200	360,300	424,200	471,000
62	295,800	361,900	425,600	
63	296,600	363,500	427,000	
64	297,200	364,900	428,300	
65	298,200	366,400	429,500	
66	299,000	368,000	430,700	
67	299,700	369,600	432,000	
68	300,400	371,100	433,400	
69	301,000	372,600	434,700	
70	301,700	374,200	435,900	
71	302,400	375,700	436,900	
72	303,100	377,200	438,200	
73	303,800	378,700	439,400	
74	304,500	380,300	440,500	
75	305,300	381,900	441,700	
76	305,800	383,400	442,700	
77	306,400	384,900	443,800	
78	307,000	386,300	444,800	
79	307,700	387,700	445,800	
80	308,300	389,000	446,800	
81	308,800	390,300	447,700	
82	309,400	391,700	448,500	
83	310,100	393,000	449,300	
84	310,800	394,300	450,100	
85	311,400	395,400	450,800	
86	312,200	396,800	451,200	
87	312,900	398,100	451,600	
88	313,500	399,400	452,000	

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

89	314,200	400,600	452,400
90	315,000	401,900	452,700
91	315,800	403,000	453,000
92	316,600	404,200	453,200
93	317,100	405,400	453,500
94	317,900	406,500	453,800
95	318,700	407,700	454,100
96	319,500	408,900	454,300
97	320,100	410,300	454,500
98	320,800	411,400	454,800
99	321,600	412,400	455,100
100	322,300	413,400	455,300
101	323,100	414,300	455,500
102	323,900	415,300	455,800
103	324,800	416,400	456,100
104	325,600	417,500	456,300
105	326,200	418,200	456,500
106	327,000	419,100	
107	327,800	420,000	
108	328,600	420,900	
109	329,300	421,700	
110	329,700	422,500	
111	330,000	423,300	
112	330,500	424,100	
113	331,000	424,700	
114	331,500	425,400	
115	331,900	426,100	
116	332,300	426,800	
117	332,800	427,400	
118	333,300	427,900	
119	333,700	428,200	
120	334,200	428,500	
121	334,700	428,800	
122	335,100	429,100	
123	335,500	429,400	
124	336,000	429,600	
125	336,500	429,800	
126	336,800	430,100	
127	337,100	430,400	
128	337,400	430,600	
129	337,600	430,800	
130	337,900	431,100	
131	338,200	431,400	
132	338,400	431,600	
133	338,600	431,800	
134	338,800	432,100	
135	339,000	432,400	
136	339,300	432,600	

	137	339,600	432,800			
	138	339,800	433,100			
	139	340,100	433,400			
	140	340,400	433,600			
	141	340,600	433,800			
	142	340,800	434,100			
	143	341,100	434,400			
	144	341,300	434,600			
	145	341,600	434,800			
	146	341,800	435,100			
	147	342,100	435,400			
	148	342,400	435,600			
	149	342,600	435,800			
	150	342,800	436,100			
	151	343,100	436,400			
	152	343,400	436,600			
	153	343,600	436,800			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		248,100	290,000	320,300	349,500	437,700

備考(一) この表は、県立高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額
は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表(二)

職 員 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	213,700	234,900	333,800	363,300	449,800
	2	216,100	237,300	335,600	364,800	451,100
	3	218,400	239,700	337,400	366,300	452,300
	4	220,700	242,200	339,100	367,700	453,600
	5	222,900	244,600	340,700	369,100	454,700
	6	225,300	247,000	342,600	370,400	455,800
	7	227,500	249,400	344,500	371,700	457,000
	8	229,700	252,000	346,300	373,100	458,200
	9	231,900	254,400	348,100	374,500	459,500
	10	234,100	256,000	350,100	375,800	460,700
	11	236,300	257,600	351,900	377,100	461,800
	12	238,500	259,200	353,600	378,300	462,900
	13	240,700	260,800	355,300	379,500	464,200
	14	242,800	262,200	357,000	380,800	465,000
	15	244,900	263,600	358,600	382,000	465,800
	16	247,000	265,000	360,200	383,200	466,700
	17	249,100	266,400	361,800	384,300	467,600
	18	250,900	267,600	363,100	385,500	468,000
	19	252,700	268,800	364,300	386,700	468,500
	20	254,400	270,000	365,400	387,800	469,000
	21	256,100	271,300	366,700	388,800	469,500
	22	257,400	272,400	368,100	390,000	
	23	258,700	273,500	369,500	391,200	
	24	259,900	274,700	370,800	392,300	
	25	261,100	276,000	372,000	393,300	
	26	262,200	277,700	373,400	394,500	
	27	263,300	279,500	374,700	395,600	
	28	264,400	281,200	376,000	396,700	
	29	265,600	282,900	377,200	397,800	
	30	266,700	284,900	378,600	399,000	
	31	267,800	287,100	379,900	400,200	
	32	268,800	289,300	381,200	401,300	
	33	269,900	291,500	382,500	402,300	
	34	270,900	293,700	383,700	403,400	
	35	271,900	295,900	384,900	404,600	
	36	273,000	298,000	386,100	405,800	
	37	274,200	300,000	387,300	407,000	
	38	275,100	301,900	388,500	408,300	
	39	276,100	303,800	389,700	409,400	
	40	277,200	305,700	390,800	410,700	

	41	278,500	307,500	391,900	411,800
	42	279,600	309,400	393,100	413,100
	43	280,700	311,200	394,300	414,100
	44	281,800	312,900	395,400	415,200
	45	282,700	314,600	396,500	416,400
	46	283,500	316,400	397,800	417,600
	47	284,300	318,100	399,000	418,800
	48	285,100	319,700	400,100	420,000
	49	285,700	321,300	401,000	421,100
	50	286,500	323,000	402,200	422,100
	51	287,200	324,800	403,200	423,400
	52	287,900	326,500	404,300	424,600
	53	288,700	327,800	405,100	425,800
	54	289,500	329,700	406,200	426,900
	55	290,100	331,600	407,200	428,000
	56	290,800	333,300	408,200	429,100
	57	291,500	334,900	409,300	430,100
	58	292,300	336,800	410,300	431,300
	59	293,100	338,500	411,500	432,500
	60	293,700	340,200	412,600	433,700
	61	294,300	341,900	413,600	434,300
	62	295,000	343,600	414,700	435,100
	63	295,700	345,300	415,800	435,800
	64	296,200	347,000	416,800	436,300
	65	296,900	348,700	417,700	436,600
	66	297,600	350,000	418,600	436,900
	67	298,200	351,300	419,600	437,400
	68	298,800	352,600	420,600	437,800
	69	299,500	354,100	421,400	438,100
	70	300,200	355,600	422,200	438,500
	71	300,800	357,100	422,900	438,800
	72	301,500	358,700	423,700	439,100
	73	302,000	360,000	424,400	439,400
	74	302,600	361,500	425,000	439,700
	75	303,300	363,000	425,700	440,000
	76	303,800	364,400	426,400	440,300
	77	304,400	365,800	427,000	440,500
	78	305,100	367,300	427,700	440,800
	79	305,700	368,800	428,200	441,100
	80	306,300	370,300	428,800	441,300
	81	306,800	371,600	429,200	441,500
	82	307,300	372,900	429,600	
	83	307,900	374,200	429,900	
	84	308,500	375,400	430,100	
	85	308,900	376,600	430,300	
	86	309,300	377,800	430,600	
	87	309,800	378,900	430,900	
	88	310,300	380,000	431,100	

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

89	310,700	381,000	431,300
90	311,200	382,100	431,600
91	311,600	383,200	431,900
92	312,100	384,400	432,100
93	312,400	385,500	432,300
94	312,900	386,600	432,600
95	313,400	387,600	432,900
96	313,800	388,700	433,100
97	314,100	389,700	433,300
98	314,500	390,700	433,600
99	314,900	391,600	433,900
100	315,300	392,500	434,100
101	315,700	393,300	434,300
102	316,000	394,300	434,600
103	316,300	395,100	434,900
104	316,600	396,000	435,100
105	316,800	396,800	435,300
106	317,100	397,700	
107	317,400	398,600	
108	317,600	399,500	
109	317,800	400,300	
110	318,000	401,300	
111	318,300	402,200	
112	318,600	403,100	
113	318,800	403,700	
114	319,000	404,600	
115	319,200	405,500	
116	319,500	406,400	
117	319,800	407,200	
118	320,000	407,900	
119	320,300	408,700	
120	320,600	409,500	
121	320,800	410,100	
122	321,000	410,900	
123	321,200	411,600	
124	321,500	412,200	
125	321,800	412,800	
126		413,500	
127		414,000	
128		414,600	
129		415,200	
130		415,800	
131		416,300	
132		416,800	
133		417,100	
134		417,400	
135		417,600	
136		417,900	

137			418,200			
138			418,500			
139			418,800			
140			419,100			
141			419,400			
142			419,700			
143			420,000			
144			420,300			
145			420,500			
146			420,800			
147			421,100			
148			421,300			
149			421,500			
150			421,800			
151			422,100			
152			422,300			
153			422,500			
154			422,800			
155			423,100			
156			423,300			
157			423,500			
158			423,800			
159			424,100			
160			424,300			
161			424,500			
162			424,800			
163			425,100			
164			425,300			
165			425,500			
定年前再 任用 短時間 勤務 職員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		239,300	286,900	315,500	342,900	427,200

備考(一) この表は、市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びにこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別記第2

号 給	給 料 月 額
	円
1	406,500
2	456,700
3	509,900
4	576,200
5	657,500
6	767,900
7	896,400

別記第3

第5条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	429,600
2	492,900
3	558,100
4	644,400
5	748,800
6	854,200

第5条第2項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	359,400
2	396,500
3	425,600

参 考 资 料

目 次

1 職員給与関係

令和7年職員給与等実態調査の概要	1
第1表 給料表別職員数・性別人員・学歴別人員・平均年齢・平均経験年数	2
第2表 給料表別・性別・学歴別人員構成比	2
第3表 職員の平均給与月額	3
第4表 行政職給料表の年齢階層別・学歴別人員及び平均給料月額	3
第5表 給料表別・級別平均給与月額	4
第6表 給料表別・級別・号給別人員	6
第7表 給料表別・性別・年齢別人員	23
第8表 職員の扶養親族数別人員	25
第9表 管理職手当の支給状況	25
第10表 住居手当の支給状況	25
第11表 通勤方法	26
第12表 通勤手当の支給状況	27
第13表 交通機関利用者の通勤費所要額別人員	28
第14表 交通用具使用者の通勤距離別人員	30
第15表 単身赴任手当の支給状況	32
第16表 年次有給休暇の取得状況	33

2 民間給与関係

令和7年職種別民間給与実態調査の概要	35
第17表 産業別・企業規模別調査事業所数	36
第18表 職種別・学歴別・企業規模別初任給	36
第19表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等	37
第20表 民間における初任給の改定状況	48
第21表 民間における住宅手当の支給状況	48
第22表 民間における通勤手当の支給状況	49
第23表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	50

3 生計費関係

令和7年4月の標準生計費	51
第24表 大分市における費目別・世帯人員別標準生計費	51

1 職員給与関係

令和7年職員給与等実態調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、職員の給与の実態を把握するとともに、給与制度についての基礎資料を得ることを目的として実施した。

(2) 調査対象

令和7年4月1日に在職する職員で、職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の適用を受ける者とした。一般職の職員のうち調査から除外した者を掲げると、次のとおりである。

ア 技能労務職員

イ 企業局及び病院局に勤務する職員

ウ 無給派遣職員

エ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定により派遣されている職員（ウに該当する職員を除く。）

オ 休職者

カ 会計年度任用職員

キ 臨時的任用職員

ク 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員

ケ 職員の給与に関する条例附則第37項により給料月額が決定される職員

(3) 調査事項

令和7年4月分の給与、学歴、年齢、経験年数等について調査した。

第1表 給料表別職員数・性別人員・学歴別人員・平均年齢・平均経験年数

区分 給料表	職員数	性別人員		学歴別人員				平均年齢	平均経験年数
		男性	女性	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒		
全職種	14,658	8,524	6,134	12,368	647	1,639	4	41.4	18.9
行政職	4,300	2,778	1,522	3,244	220	835	1	40.4	18.3
研究職	217	148	69	212	5			40.3	17.2
医療職(一)	25	15	10	25				42.1	18.1
医療職(二)	167	80	87	149	18			40.1	17.1
海事職	30	29	1	12	11	4	3	48.7	26.9
公安職	2,032	1,777	255	1,262	16	754		39.0	17.5
教育職(一)	2,415	1,342	1,073	2,319	50	46		45.4	22.4
教育職(二)	5,471	2,354	3,117	5,144	327			41.3	18.4
特定任期付職員	x	x	x	x	x	x	x	x	x

(注) 1 「x」は、調査実人員が1人の場合である(以下同じ。)

2 特定任期付職員給料表とは、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に定める給料表である。

3 任期付研究員は在職していない。

4 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。

第2表 給料表別・性別・学歴別人員構成比

区分 給料表	計	性別人員構成比		学歴別人員構成比			
		男性	女性	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
全職種	100.0	58.2	41.8	84.4	4.4	11.2	0.0
行政職	100.0	64.6	35.4	75.4	5.1	19.4	0.0
研究職	100.0	68.2	31.8	97.7	2.3		
医療職(一)	100.0	60.0	40.0	100.0			
医療職(二)	100.0	47.9	52.1	89.2	10.8		
海事職	100.0	96.7	3.3	40.0	36.7	13.3	10.0
公安職	100.0	87.5	12.5	62.1	0.8	37.1	
教育職(一)	100.0	55.6	44.4	96.0	2.1	1.9	
教育職(二)	100.0	43.0	57.0	94.0	6.0		
特定任期付職員	100.0	x	x	x	x	x	x

(注) 構成比は、それぞれ四捨五入しているため合計が100%とならない場合がある。

第3表 職員の平均給与月額

給与種目	行政職給料表適用職員		全職員	
	令和7年4月	令和6年4月	令和7年4月	令和6年4月
	円	円	円	円
給料	330,206	320,571	359,287	349,293
扶養手当	8,977	8,808	9,385	9,115
管理職手当	8,331	8,165	5,962	5,914
地域手当	943	1,079	504	500
住居手当	8,150	7,939	7,957	7,849
その他	593	569	1,779	1,629
合計 (平均給与月額)	357,200	347,131	384,874	374,300

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額を含む。
 2 地域手当には、異動保障によるものを含む。
 3 その他は、単身赴任手当(基礎額)、初任給調整手当、特勤勤務手当等である。

第4表 行政職給料表の年齢階層別・学歴別人員及び平均給料月額

年齢階層	大学卒		短大卒		高校卒		計	
	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額
学歴	人	円	人	円	人	円	人	円
18～24	307	231,146	27	221,574	118	214,051	452	226,112
25～29	514	250,448	36	246,128	82	248,589	632	249,961
30～34	475	281,376	26	279,519	79	275,761	580	280,528
35～39	435	312,537	17	298,982	33	301,903	486	311,260
40～44	316	351,672	22	346,836	74	344,141	412	350,061
45～49	416	381,740	25	366,604	87	372,784	528	379,548
50～54	412	403,739	25	392,912	190	391,329	627	399,547
55～59	369	425,348	42	405,148	171	408,512	582	418,944
60～	x	x	x	x	x	x	x	x
合計	3,244	327,536	220	321,945	835	335,296	4,300	328,744
平均年齢	39.7		40.6		42.9		40.4	

- (注) 1 この表でいう平均給料月額には、給料の調整額を含まない。
 2 中学卒は、該当人員が1名であるため記載を省略しているが、計には含まれる。

第5表 給料表別・級別平均給与月額

給料表	級	職員		平均給与月額						
		人員	構成比	給料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	その他	計
全職種		人	%	円	円	円	円	円	円	円
				14,658	100.0	359,287	9,385	5,962	504	7,957
行政職	1	400	9.3	226,809	271			10,179	132	237,391
	2	661	15.4	247,072	1,031		905	14,542	152	263,702
	3	996	23.2	292,560	6,742		1,047	10,052	271	310,672
	4	982	22.8	361,735	14,057	301	512	5,948	424	382,977
	5	791	18.4	396,964	15,121	2,459	585	5,139	437	420,705
	6	134	3.1	408,595	15,373	60,758	3,628	3,545	2,462	494,361
	7	271	6.3	437,937	10,461	69,242	2,293	3,284	2,393	525,610
	8	48	1.1	475,433	6,406	94,000	4,390	1,125	6,250	587,604
	9	17	0.4	528,365	7,588	127,241	7,565	1,382	5,294	677,435
	計	4,300	29.3	330,206	8,977	8,331	943	8,150	593	357,200
研究職	1	x	0.5	x	x	x	x	x	x	x
	2	71	32.7	283,300	845			15,273	1,268	300,686
	3	109	50.2	376,356	12,550			8,015	1,560	398,481
	4	32	14.7	422,606	12,563			4,984	938	441,091
	5	4	1.8	496,088	9,000	19,400		11,425		535,913
	計	217	1.5	354,449	8,599	358		10,093	1,336	374,835
医療職(一)	1	6	24.0	347,450			55,592	27,000	310,000	740,042
	2	6	24.0	420,150	8,250		68,544	18,000	307,250	822,194
	3	5	20.0	488,860	10,800		79,946	10,800	324,160	914,566
	4	8	32.0	584,713	2,625	107,012	111,096		97,650	903,096
	計	25	0.2	469,104	4,980	34,244	81,332	12,960	244,220	846,840
医療職(二)	1									
	2	11	6.6	250,164	1,000			11,500	8,181	270,845
	3	23	13.8	286,370	2,130			16,791	21,522	326,813
	4	48	28.7	311,398	3,313			10,240	21,145	346,096
	5	70	41.9	382,188	13,700			5,740	7,797	409,425
	6	3	1.8	410,933	22,334	63,700				496,967
	7	12	7.2	444,983	16,333	67,534		2,250		531,100
	計	167	1.1	344,977	8,629	5,997		8,581	12,849	381,033
海事職	1									
	2	x	3.3	x	x	x	x	x	x	x
	3	3	10.0	328,800	19,333			7,934		356,067
	4	24	80.0	381,835	12,834			7,129		401,798
	5	x	3.3	x	x	x	x	x	x	x
	6	x	3.3	x	x	x	x	x	x	x
	計	30	0.2	378,218	12,900	1,853		6,497		399,468

給料表	級	職員		平均給与月額						
		人員	構成比	給料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	その他	計
		人	%	円	円	円	円	円	円	円
公安職	1	119	5.9	247,194	319			2,226	253	249,992
	2	250	12.3	269,808	1,044			13,131	372	284,355
	3	482	23.7	305,206	13,076		935	10,698	1,884	331,799
	4	596	29.3	363,377	20,968		864	5,821	4,580	395,610
	5	360	17.7	405,314	23,375		303	4,151	5,882	439,025
	6	132	6.5	426,014	24,909		1,333	3,336	3,863	459,455
	7	32	1.6	440,509	20,813	48,228		7,594	12,187	529,331
	8	42	2.1	458,638	13,690	73,800	1,139	1,167	9,286	557,720
	9	19	0.9	487,300	3,895	92,163			14,210	597,568
	計	2,032	13.9	347,104	15,805	3,147	639	7,087	3,660	377,442
教育職(一)	1	42	1.7	315,857	13,286			10,740		339,883
	2	2,104	87.1	392,820	9,420			8,142	100	410,482
	特2	131	5.4	457,157	14,042			4,374	458	476,031
	3	91	3.8	461,068	15,973	48,367		3,972	989	530,369
	4	47	1.9	481,402	10,553	68,194		4,204	2,553	566,906
	計	2,415	16.5	399,267	10,007	3,150		7,749	198	420,371
教育職(二)	1									
	2	4,622	84.5	356,062	6,292			9,039	999	372,392
	特2	145	2.7	433,693	8,248			3,429	561	445,931
	3	382	7.0	432,839	15,884	45,769		3,416	3,554	501,462
	4	322	5.9	450,180	7,817	56,171		2,331	3,046	519,545
計	5,471	37.3	369,020	7,103	6,502		8,103	1,286	392,014	
特定任期付職員	1									
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
	7									
	計	x	0.0	x	x	x	x	x	x	x

- (注) 1 計の構成比は、各給料表の合計人員の全職員に対する構成比である。
2 構成比は、それぞれ四捨五入しているため合計が100%とならない場合がある。
3 特定任期付職員の欄における級は、号給である。

第6表 給料表別・級別・号給別人員

1 行政職給料表 (他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1		6	1			3			3
2		1	11					3	
3		5	7					6	
4		108	1					23	1
5		21	16					16	13
6		13	27						
7		7	26						
8		100	12						
9	11	21	94	5					
10		9	17	4					
11		8	23	8					
12	7	117	13	4					
13	6	16	76	11			2		
14	1	16	25	7			22		
15		12	18	12			80		
16	17	56	14	8			22		
17	8	19	63	15			8		
18	2	16	12	15			4		
19	2	8	17	12			22		
20	16	64	17	11			28		
21	2	2	52	20			6		
22	4	3	15	13			5		
23	2	2	19	13			10		
24	16	7	16	14			10		
25		2	63	19			13		
26	3		12	16			5		
27	5	2	23	18			4		
28	5	6	17	8			11		
29	104	4	40	17	1		2		
30	1		17	11	2		4		
31	7		14	21			5		
32	93	3	18	19			5		
33	5		28	14			1		
34	4	1	7	25		1	1		
35	5		8	9	2		1		
36	2	1	10	6	2				
37	18		15	14	2	4			
38	1		6	15	2	19			
39	1	1	3	14	3	21			
40	6		7	12	4	8			
41	4		6	21	5	21			
42	3		3	22	10	16			
43		1	2	17	9	22			
44	2		3	16	10	9			
45	4	1	6	17	11	7			
46			5	22	12	1			
47	2		7	17	8				
48	1		3	14	15	1			
49	4		6	22	12				
50	4		1	15	10				
51	1		5	10	15				
52	1		2	22	11				
53	2		6	7	13				
54			1	10	11				
55			2	8	12				
56	2		2	10	14				
57	7	1	4	8	19				
58	1		3	9	10				
59	2		2	16	11				
60			2	12	21				
61	1		4	8	26				
62			2	8	14				
63			1	5	18				
64	1		3	6	15				

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
65	人	人	人	人	人	人	人	人	人
66	1		1	12	21				
67			4	10	9				
68			1	9	12				
69	1		3	3	9				
70			4	9	9	1			
71		1		7	9				
72				7	10				
73			1	2	9				
74	1		1	5	15				
75				11	14				
76				7	17				
77				9	17				
78				11	9				
79				4	21				
80				5	17				
81			1	4	23				
82			1	8	17				
83			2	11	22				
84			1	6	17				
85				5	13				
86				3	23				
87			1	4	13				
88			1	4	12				
89	1		1	3	11				
90			2	6	112				
91				3					
92				9					
93				1					
94			1	72					
95			1						
96			1						
97				1					
98									
99			1						
100									
101			1						
102									
103			1						
104									
105									
106									
107									
108									
109			4						
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
人員計	400	661	996	982	791	134	271	48	17
								適用職員数	4,300人

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示した。

2 研究職給料表

(試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
1			4		
2			2		
3			1		
4			3		
5		5			2
6			3		1
7					1
8		3	2		
9			1		
10		1	1		
11		1			
12		3	1		
13		1			
14		1	2		
15					
16		10			
17		1	1		
18			2		
19		2	1	1	
20		2	1	1	
21		1	1	3	
22			2		
23			3	1	
24		4		1	
25		1	1	2	
26		4	3		
27				1	
28		5	1		
29		2	2		
30		2	1		
31		1	1		
32		4	1		
33		1	1	12	
34		3	2		
35					
36		6	4	4	
37		1	1	2	
38		1		2	
39		3	2		
40		2	2		
41			2		
42			1	1	
43					
44			1		
45			2	1	
46			1		
47			2		
48					
49					
50			1		
51			1		
52			2		
53					
54					
55					
56	1		1		
57					
58					
59			1		
60			3		
61			1		
62			2		
63			1		
64			1		

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	人	人	人	人	人
65					
66			1		
67			1		
68			1		
69			1		
70			1		
71			2		
72			3		
73			1		
74			1		
75					
76					
77			2		
78					
79					
80			1		
81			2		
82					
83			1		
84			1		
85			14		
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
人員計	1	71	109	32	4
適用職員数					217人

3 医療職給料表(一) (保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級
1	人	人	人	人
2		3	2	
3				
4		2		
5			1	
6				1
7				
8				7
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17	3			
18				
19				
20	3			
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35			1	
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				

級 号給	1級	2級	3級	4級
53	人	人	人	人
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62		1		
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73			1	
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
人員計	6	6	5	8

適用職員数	25人
-------	-----

4 医療職給料表(二) (保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士等に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3			1				
4							
5		1	2	1			
6				2			
7			4	5			
8		1					
9			1				
10							4
11			5				2
12		1					2
13			1	3			
14							1
15			2	9	2		1
16		2		1	2		
17		1		1	1		
18			1				1
19		3		6	2		1
20		1		1	2		
21			1	1			
22							
23				4	4		
24					3		
25				1	1		
26					1		
27				1			
28		1	1				
29			1	2	3		
30				1	1		
31				1	1		
32				3		1	
33				1	1	1	
34					2		
35			1	1	1		
36					1	1	
37							
38					1		
39				1	2		
40							
41					1		
42					3		
43			1		2		
44							
45				1			
46							
47							
48					1		
49					2		
50							
51							
52					3		
53					2		
54			1				
55							
56					1		
57							
58					2		
59							
60					1		

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
61	人	人	人	人	人	人	人
62							
63					1		
64							
65					1		
66							
67					1		
68							
69							
70							
71					1		
72							
73					1		
74							
75							
76							
77					1		
78							
79							
80							
81							
82							
83					1		
84							
85					3		
86							
87							
88					3		
89					8		
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101				1			
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
人員計		11	23	48	70	3	12
適用職員数							167人

5 海事職給料表 (船舶に乗り組む職員に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	人	人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20					1	
21						
22						
23						
24					1	
25						
26						
27						
28					1	
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35					1	
36						
37						
38						
39						
40						
41		1				
42						
43			1			
44						
45						
46					1	
47						
48						
49				1		
50						
51					1	
52						1

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
53	人	人	人	人	人	人
54						
55						
56						
57						
58				1		
59						
60						
61						
62						
63						
64				1		
65						
66						
67						
68						
69			1			
70						
71				1		
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88				1		
89						
90				1		
91						
92				1		
93						
94						
95				1		
96						
97				1		
98						
99						
100						
101				10		
人員計		1	3	24	1	1

適用職員数	30人
-------	-----

6 公安職給料表 (警察官に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3									
4									
5									19
6									
7	23								
8		21							
9									
10	16	4							
11	5	1							
12		24							
13					1				
14	5	1			1				
15	10				3				
16	1	21			1				
17		4		1					
18	2	4		1					
19		1							
20		18			4				
21		6	10	2	1				
22	2	1	6	3	5				
23	18		2	3	2				
24		40	16	3	1				
25		3	8	3					
26	19	8	4	3	4			1	
27	1	1	1	3	1			1	
28	7	30	28	2	2			9	
29		10	10	4	2				
30	1	3	10	5	5			1	
31	1	4	5	5	1			1	
32		33	21	5	6			4	
33	1	1	18	5	4				
34	1	2	9	7	8	1		2	
35	1		5	8	3				
36			15	8	1			5	
37		1	12	12	7			1	
38			12	9	3			3	
39	1		17	10	7	1		2	
40			23	8	7		3		
41			8	14	6	2	5	1	
42	1		10	10	4	2	2	2	
43			6	9	6	1	8	1	
44			11	5	10	1	1		
45			7	7	8	1	3	1	
46			6	12	9	3	4	1	
47	2		6	5	5	1	3	2	
48		1	4	4	9	4			
49			10	4	7	3		3	
50			11	10	6	3	1		
51	1			9	7	4			
52			8	8	12	3			
53		1	10	10	6	2			
54			5	6	8	1			
55			6	14	2	6			
56			7	12	5	4			
57			5	11	3	4	1		
58			6	8	4	3			
59			2	9	3	4			
60			12	7	11	8			
61			6	6	11	2			
62			4	12	6				
63			5	13	7	2			
64			4	14	3	6			
65			7	8	1	3			
66		1	2	5	5	1			
67			5	13	6	2			
68			3	8	8	5			
69		1	5	4	2	2			
70			4	2	2	3			
71			5	12	5	2			
72			3	14	3				

給号 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
73	人	人	人	人	人	人	人	人	人
74			3	4	1	5	1		
75			4	3	5	5			
76			1	8	3	1			
77			1	5	4	2			
78			3	6	4	2			
79			3	5	2	2			
80			2	8	3	5			
81			2	3	3				
82			3	7	4				
83			3	5	4				
84			1	5	2				
85			4	5	1				
86			1	5	5	16			
87			2	5	2				
88			2	4	5				
89			1	2	4				
90		1	2	5	38				
91				1					
92				3					
93			1	5					
94		1	1	5					
95				4					
96			3	3					
97			1	3					
98									
99			1	6					
100			2	2					
101			1	4					
102			1	4					
103			1	2					
104				4					
105				3					
106				3					
107		1		1					
108				4					
109		1	2						
110				5					
111				2					
112				2					
113				1					
114				3					
115			1	3					
116			1	6					
117									
118				1					
119			1	4					
120				4					
121				4					
122				3					
123				3					
124				3					
125				14					
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
人員計	119	250	482	596	360	132	32	42	19
適用職員数								2,032人	

7 教育職給料表(一)

(県立学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手等に適用)

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1					
2					
3					
4					
5		18			1
6					1
7					
8		15			
9		14			1
10		2			3
11		3			2
12		23			1
13		4			
14	1	2			4
15		7			6
16		17			1
17		4			2
18		2			4
19		8			5
20		22			4
21		7			12
22		8			
23		6			
24		16			
25		8			
26		6			
27		5			
28		23			
29		8			
30		7			
31		8			
32		38			
33	1	7			
34		7			
35		9			
36		21			
37		5			
38		7		1	
39		9			
40		30			
41		6			
42		10		3	
43		13		5	
44		20		4	
45	1	3		2	
46		6		5	
47	1	11		8	
48	2	24		4	
49		21		1	
50		11		4	
51	1	10		5	
52		30		4	
53		5		2	
54		12		3	
55		15		4	
56		20		3	
57		11	1	6	
58		12		3	
59		8	1	2	
60	1	25	1	4	
61	3	9		18	
62		13			
63		13	2		
64		25			
65		6	2		
66		4			
67		5	1		
68	1	12	5		
69	2	5	1		
70		11			
71		9	1		
72		13	1		
73		14	1		
74	1	8			
75		16	2		
76		14			
77		9	1		
78		15	9		
79		7	7		
80	2	18	7		

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
81	1	16	1		
82	1	11	4		
83		9	8		
84		12	9		
85	1	9	3		
86		14	5		
87		10			
88		19	5		
89		11	6		
90		13	4		
91		16	1		
92		18	3		
93		15	4		
94	1	13	5		
95		11	2		
96		18	2		
97	1	11	2		
98	1	18	3		
99		13	4		
100		12	3		
101	1	13	2		
102	1	19	2		
103	1	7	1		
104	1	15	2		
105	1	13	7		
106		22			
107		15			
108	1	8			
109	2	17			
110	1	16			
111	1	11			
112	1	15			
113		15			
114		20			
115		14			
116	1	18			
117	1	17			
118		18			
119		14			
120	1	18			
121		13			
122		19			
123		12			
124	1	14			
125		12			
126		22			
127		14			
128		18			
129		14			
130		18			
131		24			
132		30			
133		15			
134		18			
135		25			
136		22			
137		23			
138		33			
139		31			
140		44			
141		27			
142		54			
143		28			
144		29			
145		22			
146		10			
147		11			
148		10			
149		7			
150		10			
151		3			
152	1	5			
153	3	18			
人員計	42	2,104	131	91	47

適用職員数	2,415人
-------	--------

8 教育職給料表(二) (市町村立の小学校・中学校等に勤務する校長、副校長、教頭、
主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭等に適用)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
1	人	人	人	人	人
2					1
3					
4					6
5					21
6					31
7		13			28
8					10
9		1			25
10		16			19
11		2			20
12		1			7
13		1			14
14		8			17
15		1			7
16		3			12
17		145			15
18		23			10
19		3			8
20		126			16
21		27			55
22		23			
23		5			
24		143			
25		15			
26		24			
27		8			
28		147			
29		23			
30		20			
31		9			
32		141			
33		11			
34		14			
35		12			
36		133			
37		9			
38		27			
39		10			
40		134			
41		6			
42		28			
43		16			
44		109			
45		10		3	
46		18			
47		17			
48		115			
49		12		1	
50		16		1	
51		22		2	
52		96	1		
53		17	1	5	
54		32		3	
55		12		3	
56		88		7	
57		9		6	
58		25	3	4	
59		13		6	
60		87	3	8	
61		13	1	9	
62		22	1	29	
63		17	3	17	
64		85	2	12	
65		14		10	
66		24	3	34	
67		24	1	22	
68		48	1	13	
69		12	2	13	
70		34	4	12	
71		22		21	
72		52	1	20	
73		14	3	16	
74		26		13	
75		23	1	6	
76		54	1	12	
77		16	3	6	
78		12	1	13	
79		16	3	10	
80		32	1	7	
81		8	6	38	
82		27	8		
83		18	4		
84		25	9		

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
85		21	9		
86		33	11		
87		25	5		
88		23	3		
89		22	8		
90		26	4		
91		24	6		
92		30	5		
93		27	2		
94		34	2		
95		23	2		
96		26	4		
97		22	2		
98		32	4		
99		26	2		
100		27	2		
101		22			
102		27			
103		33			
104		23	2		
105		21	5		
106		22			
107		19			
108		39			
109		21			
110		22			
111		21			
112		25			
113		13			
114		20			
115		17			
116		22			
117		19			
118		27			
119		20			
120		16			
121		20			
122		13			
123		9			
124		18			
125		20			
126		29			
127		16			
128		13			
129		22			
130		25			
131		15			
132		24			
133		19			
134		18			
135		12			
136		18			
137		14			
138		24			
139		14			
140		23			
141		19			
142		17			
143		17			
144		18			
145		17			
146		23			
147		14			
148		25			
149		32			
150		22			
151		44			
152		51			
153		46			
154		59			
155		72			
156		58			
157		33			
158		34			
159		24			
160		11			
161		18			
162		19			
163		13			
164		10			
165		26			
人員計		4,622	145	382	322
適用職員数					5,471人

9 特定任期付職員給料表

（高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用）

号給	人員
1	人
2	
3	
4	
5	
6	
7	

適用職員数	x人
-------	----

第7表 給料表別・性別・年齢別人員

年齢	給料表	全職種		行政職		研究職		医療職(一)		医療職(二)	
	計	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
16	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
17											
18	33	22	11	9	2						
19	33	20	13	5	6						
20	73	42	31	17	11						
21	79	41	38	11	12						
22	307	146	161	56	47		4				1
23	388	186	202	69	54	3					1
24	439	197	242	73	80	2	4	1		1	1
25	454	230	224	71	79	7	7		2		3
26	434	223	211	82	74	3	1	2	1	2	3
27	365	181	184	57	51	2	2			2	4
28	394	215	179	72	41	5	4	1	1	3	3
29	390	202	188	55	50	6	4			3	3
30	387	229	158	78	40	8	1	1		1	1
31	401	223	178	72	61	4	3		1	6	3
32	376	200	176	67	46	5	1			2	10
33	331	181	150	58	37	3	4	1	1	1	5
34	359	207	152	65	56	1	2		1	3	3
35	336	194	142	61	46	3	1			2	4
36	340	196	144	60	41	1	3			4	
37	342	212	130	68	43	4	4				2
38	270	176	94	56	20	3	2	1		3	4
39	254	159	95	64	27	4	1			1	2
40	300	183	117	62	20	2	2			4	4
41	282	159	123	56	31	4	2			4	2
42	289	176	113	46	23	2	3				5
43	313	188	125	66	31	4	1			2	1
44	290	185	105	57	20	4			1	1	2
45	359	233	126	78	35	2	1		1	3	1
46	365	223	142	73	39	3	2			2	2
47	347	213	134	77	22	4	2			3	1
48	359	211	148	78	29	1	1			2	
49	335	199	136	71	26	1				1	3
50	404	240	164	81	33	5	2			1	1
51	446	265	181	85	34	8	1			1	2
52	474	285	189	102	41	6	1	1		2	2
53	437	248	189	76	38	4	1			3	1
54	464	276	188	106	31	6				5	4
55	432	259	173	76	39	5			1	2	1
56	503	334	169	94	30	8	2	1		6	1
57	496	312	184	98	27	3				2	
58	471	308	163	91	21	7					
59	497	335	162	78	28	5				2	1
60以上	10	10		1				6			
合計	14,658	8,524	6,134	2,778	1,522	148	69	15	10	80	87

給料表 年齢	海事職		公安職		教育職(一)		教育職(二)		特定任期付職員	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
16										
17										
18			13	9						
19			15	7						
20			22	12			3	8		
21			23	11	1		6	15		
22			29	9	3	15	58	85		
23			32	21	15	12	67	114		
24			37	14	15	18	68	125		
25			40	11	19	12	93	110		
26			36	15	15	20	83	97		
27			29	10	18	15	73	102		
28			38	11	21	25	75	94		
29	1		45	11	36	20	56	100		
30			39	10	34	21	68	85		
31			47	10	23	26	71	74		
32			41	4	21	26	64	89		
33	2		36	7	26	22	54	73		
34			45	4	32	25	61	61		
35	1		57	9	19	28	51	54		
36			60	7	24	30	47	63		
37			59	6	27	29	54	46		
38	1		57	1	18	19	37	48		
39			45	2	14	19	31	44		
40	1		66	7	19	22	29	62		
41	1		47	2	16	25	31	61		
42			72	5	24	19	32	58		
43	1		62	4	20	33	33	55		
44			70	2	21	26	32	54		
45			72	7	38	30	40	51		
46			69	7	36	29	40	63		
47			45	2	41	34	43	73		
48	3		40	3	39	41	48	74		
49	3		46	3	40	37	37	67		
50	1		37	2	51	48	64	78		
51	2		46	4	52	52	71	88		
52	2		33	2	72	49	67	94		
53	1		39	1	53	49	72	99		
54			33	1	55	39	71	113		
55	3		36		57	31	80	101		
56			35	1	76	37	114	98		
57	2		31	1	74	32	102	124		
58	1		25		79	30	105	112		
59	1		28		98	28	123	105		
60以上	2									
合 計	29	x	1,777	255	1,342	1,073	2,354	3,117	x	x

第8表 職員の扶養親族数別人員

区分 扶養親族数	該当職員数			
		うち 扶養親族である 配偶者を有する者	うち 扶養親族である 子を有する者	うち 配偶者・子以外の 扶養親族を有する者
1人	人 2,113	人 683	人 1,330	人 100
2人	2,122	609	2,098	31
3人	1,405	821	1,403	21
4人	401	340	401	8
5人	55	48	55	4
6人以上	8	7	8	
計	6,104	2,508	5,295	164

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
 2 全職員1人当たり平均扶養親族数は、0.9人である。
 3 手当受給者1人当たり平均手当月額は、22,537円(平均扶養親族数は2.0人)である。

第9表 管理職手当の支給状況

支給区分	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	8種	9種	10種	受給者計	受給者1人当たり 平均手当月額
受給者	人 12	人 8	人 62	人 7	人 139	人 78	人 277	人 122	人 406	人 364	人 1,475	円 59,244

第10表 住居手当の支給状況

区分 給料表	職員数	受給者					配偶者の居住する 借家・借間		職員1人当たり 平均手当月額
		受給者数			受給者1人 当たり平均 手当月額	受給者数	受給者1人 当たり平均 手当月額		
		手当月額 11,000円未満 の受給者	手当月額 11,000円以上 27,000円未満 の受給者	手当月額 27,000円 の受給者					
全職種	人 14,658	人 4,589	人 23	人 1,814	人 2,752	円 25,402	人 5	円 12,080	円 7,957
行政職	4,300	1,380	3	553	824	25,385	1	13,500	8,150
研究職	217	90	1	42	47	24,336			10,093
医療職(一)	25	12			12	27,000			12,960
医療職(二)	167	56		23	33	25,589			8,581
海事職	30	8		4	4	24,363			6,497
公安職	2,032	567	5	220	342	25,338	3	11,133	7,087
教育職(一)	2,415	732	3	267	462	25,548	1	13,500	7,749
教育職(二)	5,471	1,744	11	705	1,028	25,418			8,103
特定任期付職員	x	x	x	x	x	x	x	x	x

第11表 通勤方法

区分 給料表	職員数	通勤手当受給者								通勤手当 非受給者
		交通機関				交通用具			交通機関 交通用具 併用	
		鉄道	バス	その他	交通機関 併用	自動車	原動機付 自転車	自転車		
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
全職種	14,658	385	461	1	20	9,454	235	468	1,095	2,539
行政職	4,300	273	373	1	11	1,779	40	269	539	1,015
研究職	217	2	1			150	3	3	36	22
医療職(一)	25	2	1			12			2	8
医療職(二)	167	14	9		1	96		2	26	19
海事職	30					22	1	1	4	2
公安職	2,032	58	69		5	769	188	167	57	719
教育職(一)	2,415	26	4		3	1,859	1	19	256	247
教育職(二)	5,471	10	4			4,766	2	7	175	507
特定任期付職員	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
比率 (全職種)	100.0	2.6	3.1	0.0	0.1	64.5	1.6	3.2	7.5	17.3
		5.9				69.3				

(注) 1 「その他」は、船等である。

2 比率は、それぞれ四捨五入しているため計と一致しない場合がある。

第12表 通勤手当の支給状況

区分 給料表	職員数	受給者数				受給者1人当たり平均手当月額				職員1人 当たり 平均手当 月額
		計	交通機関 利用	交通用具 使用	交通機関 交通用具 併用	計	交通機関 利用	交通用具 使用	交通機関 交通用具 併用	
全職種	人 14,658	人 12,119	人 867	人 10,157	人 1,095	円 16,519	円 15,446	円 10,225	円 75,753	円 13,658
行政職	4,300	3,285	658	2,088	539	23,144	14,446	12,101	76,541	17,681
研究職	217	195	3	156	36	23,455	22,530	12,186	72,363	21,077
医療職(一)	25	17	3	12	2	22,994	32,426	8,442	96,160	15,636
医療職(二)	167	148	24	98	26	27,629	29,070	14,442	76,004	24,486
海事職	30	28		24	4	14,559		7,621	56,186	13,588
公安職	2,032	1,313	132	1,124	57	9,098	10,833	6,739	51,593	5,879
教育職(一)	2,415	2,168	33	1,879	256	20,417	41,780	11,652	81,999	18,329
教育職(二)	5,471	4,964	14	4,775	175	11,782	15,343	9,531	72,937	10,691
特定任期付職員	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x

第13表 交通機関利用者の通勤費所要額別人員

所要額 (円) 給料表	4,000 未満	4,000 以上	6,000 ～	8,000 ～	10,000 ～	12,000 ～	14,000 ～	16,000 ～	18,000 ～	20,000 ～	22,000 ～	24,000 ～	26,000 ～	28,000 ～	30,000 ～	32,000 ～
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
全職種	20	49	136	195	137	106	44	37	43	11	5	14	1	6	2	4
行政職	18	38	110	138	110	89	36	25	33	6	2	10		4	1	3
研究職				2												
医療職(一)				1					1							
医療職(二)	1	1	2	5	1	1		2	2			2		1		
海事職																
公安職	1	8	18	43	25	13	6	9	4	3	2					
教育職(一)		1	4	3	1	1	1		2	1	1	1	1	1	1	1
教育職(二)		1	2	3		2	1	1	1	1		1				
特定任期付職員	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x

(注) 通勤手当受給者のうち、交通機関利用者の内訳である。ただし、交通用具との併用者を除く。

34,000 ～	36,000 ～	38,000 ～	40,000 ～	42,000 ～	44,000 ～	46,000 ～	48,000 ～	50,000 ～	52,000 ～	54,000 ～	56,000 ～	58,000 ～	60,000 ～	62,000 ～	64,000 ～	65,000 ～	計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
				1	2			1			2		2	2		47	867
				1	1								2	2		29	658
								1									3
																1	3
																6	24
																	132
											2					11	33
					1												14
X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X

第14表 交通用具使用者の通勤距離別人員

給料表	距離 (km)									
	種類	2以上	4～	7～	10～	15～	20～	25～	30～	35～
全職種	自動車等	人 1,544	人 1,988	人 1,338	人 1,551	人 1,010	人 544	人 506	人 431	人 267
	自転車	264	152	43	8	1				
	高速道路等								1	9
	計	1,808	2,140	1,381	1,559	1,011	544	506	432	276
行政職	自動車等	231	319	213	238	187	83	122	126	92
	自転車	139	102	22	6					
	高速道路等									1
	計	370	421	235	244	187	83	122	126	93
研究職	自動車等	18	20	39	20	10	6	6	13	9
	自転車	2		1						
	高速道路等									
	計	20	20	40	20	10	6	6	13	9
医療職(一)	自動車等	5	3			2			1	1
	自転車									
	高速道路等									
	計	5	3			2			1	1
医療職(二)	自動車等	8	19	2	7	13	18	4	11	8
	自転車	1	1							
	高速道路等									
	計	9	20	2	7	13	18	4	11	8
海事職	自動車等	2	8	4	2	1		2	1	2
	自転車		1							
	高速道路等									
	計	2	9	4	2	1		2	1	2
公安職	自動車等	211	177	163	211	81	37	30	23	11
	自転車	108	38	18	2	1				
	高速道路等									
	計	319	215	181	213	82	37	30	23	11
教育職(一)	自動車等	293	334	221	268	213	116	98	117	62
	自転車	11	7	1						
	高速道路等								1	6
	計	304	341	222	268	213	116	98	118	68
教育職(二)	自動車等	776	1,108	695	805	503	284	244	139	82
	自転車	3	3	1						
	高速道路等									2
	計	779	1,111	696	805	503	284	244	139	84
特定任期付職員	自動車等									
	自転車									
	高速道路等									
	計	x	x	x	x	x	x	x	x	x

(注) 1 通勤手当受給者のうち、交通用具使用者の内訳である。ただし、交通機関との併用者を除く。
 2 「自動車等」には、高速道路等利用者を含まない。
 3 「高速道路等」とは、高速道路等の有料道路の利用者をいう。

40～	45～	50～	55～	60～	65～	70～	75～	80～	85～	90～	計
人 178	人 125	人 107	人 43	人 26	人 7	人 5	人 8	人 2	人 1	人 8	人 9,689
43	96	199	170	61	67	104	48	27	19	105	468
221	221	306	213	87	74	109	56	29	20	113	949
71	51	47	13	14	1	3	1	2		5	11,106
9	25	93	81	21	33	60	34	16	7	65	1,819
80	76	140	94	35	34	63	35	18	7	70	269
4	3	1	3				1				445
2	7	2	6	3	3	3	1	1		5	2,533
6	10	3	9	3	3	3	2	1		5	153
											3
											33
											189
											12
	1									1	2
	1									1	14
2	1	2							1		96
	1	4	7	4	2	3	3			2	2
2	2	6	7	4	2	3	3	1		2	26
											124
1											23
	1	1			1				1		1
1	1	1			1				1		4
											28
4	6	2	1								957
											167
3	8	15	6	3	3	1				3	42
7	14	17	7	3	3	1				3	1,166
49	36	28	13	6	3	2				1	1,860
											19
18	33	47	43	17	16	22	7	7	7	18	242
67	69	75	56	23	19	24	7	7	7	19	2,121
47	28	27	13	6	3		6			2	4,768
											7
11	20	37	27	13	9	15	3	3	4	11	155
58	48	64	40	19	12	15	9	3	4	13	4,930
x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x

第15表 単身赴任手当の支給状況

給料表	手当額 (円)											
	30,000	34,000	36,000	38,000	46,000	54,000	62,000	70,000	76,000	82,000	100,000	計
全職種	人 103	人 84	人 87	人 61	人 2	人	人 8	人 1	人 13	人 1	人 1	人 361
行政職	11	12	16	23			5	1	10		1	79
研究職		1			1							2
医療職(一)												
医療職(二)		1										1
海事職												
公安職	85	64	64	23			2		2			240
教育職(一)	2	2	2	8	1		1					16
教育職(二)	5	4	5	7					1			22
特定任期付職員	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x

第16表 年次有給休暇の取得状況

区分 給料表	平均使用 限度日数	使用日数											
		0日	2日 未満	2日 以上	4日 ～	6日 ～	8日 ～	10日 ～	12日 ～	14日 ～	16日 ～	18日 ～	20日 ～
	日・時間	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
全職種	36.3	37	148	391	645	912	1,119	1,427	1,562	1,724	1,791	1,937	942
行政職	36.2	10	25	68	152	241	315	404	425	495	573	662	326
研究職	36.4			5	9	12	11	23	20	24	31	37	15
医療職(一)	30.7				2			2	2	1		1	2
医療職(二)	36.3	1	2	1	2	4	15	18	19	17	20	21	10
海事職	38.5									1	4	13	2
公安職	38.0	15	51	117	154	168	201	221	216	219	214	198	96
教育職(一)	36.4		17	57	77	130	191	209	246	289	308	378	176
教育職(二)	35.4	11	53	143	249	357	386	550	633	678	641	627	315
特定任期付職員	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x

(注) 令和7年4月1日現在に在職する職員（令和6年12月31日の時点で在職していた職員に限る。）の令和6年中における年次有給休暇の使用状況である。

区分 給料表	使用日数										計		
	22日 ～	24日 ～	26日 ～	28日 ～	30日 ～	32日 ～	34日 ～	36日 ～	38日 ～	40日 ～	職員数	平均使用 日・時間	平均 使用率
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	日・時間	%
全職種	486	276	119	79	31	16	12	10	5	3	13,672	14.2	39.4
行政職	149	97	37	33	13	8	3	2	1	1	4,040	14.7	41.3
研究職	5	6	1	2			1	1			203	15.0	41.5
医療職(一)	1										11	14.1	45.8
医療職(二)	12	7	2			1	1				153	15.4	42.9
海事職	2										22	19.1	49.7
公安職	44	21	12	1	2	2	1	2	4		1,959	12.3	32.7
教育職(一)	97	47	17	14	1	2	3	2			2,261	14.6	40.8
教育職(二)	176	98	50	29	15	3	3	3		2	5,022	14.0	39.7
特定任期付職員	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x

2 民間給与関係

令和7年職種別民間給与実態調査の概要

本委員会は、人事院及び他の都道府県等の人事委員会と共同して職種別民間給与実態調査を実施したが、その概要は次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、県職員の給与を検討するため、令和7年4月現在における県内民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査の範囲

ア 調査対象事業所(母集団事業所)

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 424事業所

イ 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他職種54職種）

(3) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

上記(2)のアに記載した事業所を統計上の理論に従い、組織・規模・産業により12層に層化し、これらの層から136事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査完了事業所は、第17表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(4) 集計

ア 調査実人員

初任給関係554人（行政職に相当する調査実人員506人）、初任給関係以外の調査職種5,100人（行政職に相当する調査実人員4,636人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、21,751人であり、行政職に相当するものは16,233人である。）

イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第17表 産業別・企業規模別調査事業所数

産業	企業規模	計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
			事業所	事業所	事業所
産業計		125	40	60	25
農業、林業、漁業、 鉱業、建設業		15	2	9	4
製造業		53	19	25	9
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業		16	8	4	4
卸売業、小売業		5	—	5	—
金融・保険業、 不動産・物品賃貸業		4	3	1	—
教育、学習支援業、医療、 福祉、サービス業		32	8	16	8

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が2所、調査不能の事業所が9所あった。
- 2 調査対象事業所136事業所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所2所を除いた134所に占める調査完了事業所125所の割合（調査完了率）は、93.3%である。
- 3 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「50人以上100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう（以下、各表において同じ。）。

第18表 職種別・学歴別・企業規模別初任給

職種	学歴	企業規模計 (100人以上)	500人以上	100人以上 500人未満	【参考】 50人以上 100人未満
			円	円	円
新卒 事務員	大学卒	215,358	237,702	197,455	196,413
	短大卒	193,001	205,602	181,098	187,470
	高校卒	182,221	194,966	172,401	167,592
新卒 技術者	大学卒	236,617	256,192	215,809	195,792
	短大卒	202,985	208,397	198,322	x
	高校卒	195,746	198,476	183,235	170,692
計	大学卒	226,382	247,965	206,350	196,258
	短大卒	197,482	206,823	189,016	185,179
	高校卒	191,991	197,882	177,299	168,453

- (注) 1 採用のある事業所について平均したものである。
- 2 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、県職員の地域手当に相当する額を含むものである。
- 3 「x」は、調査事業所が1事業所の場合である（以下同じ。）。
- 備考 職員（行政職）の場合、上級試験で採用された職員の初任給は226,400円、中級試験で採用された職員の初任給は211,400円、初級試験で採用された職員の初任給は195,200円である。

第19表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等

その1 事務・技術関係職種(公民給与比較職種)

1 企業規模計(100人以上)

職種名	調査 実人員	平均年齢	令和7年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)		
	人	歳	円	円	円		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	7	52.8	800,496	3,556	796,940	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	4	52.9	960,343	5,134	955,209	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	2	50.0	615,888	2,719	613,169	
	中学卒						
	工 場 長	10	52.7	702,172	186	701,986	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	2	56.5	1,070,570		1,070,570	
	短大卒	2	48.3	623,846		623,846	
	高校卒	6	53.0	622,300	294	622,006	
	中学卒						
	事 務 部 長	93	53.9	640,034	367	639,667	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	63	54.0	657,226	377	656,849	
	短大卒	5	55.7	628,213	1,283	626,930	
	高校卒	24	53.3	592,988	182	592,806	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	技 術 部 長	64	51.9	637,256	205	637,051	同 上
	大学卒	38	51.4	685,691	327	685,364	
	短大卒	9	51.9	588,083		588,083	
	高校卒	17	52.9	552,264	32	552,232	
	中学卒						
事 務 部 次 長	55	51.9	643,690	21	643,669	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
大学卒	45	51.7	660,573	25	660,548		
短大卒	8	52.6	570,102		570,102		
高校卒	2	53.5	552,028		552,028		
中学卒							
技 術 部 次 長	6	53.3	667,161	11,435	655,726	同 上	
大学卒	2	52.5	618,936		618,936		
短大卒							
高校卒	4	53.8	692,216	17,377	674,839		
中学卒							
事 務 課 長	253	50.4	573,075	2,799	570,276	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大学卒	165	48.8	584,653	3,264	581,389		
短大卒	26	52.8	579,314	1,683	577,631		
高校卒	62	53.8	535,551	2,049	533,502		
中学卒							

職種名	調査 実人員	平均年齢	令和7年4月分平均支給額			備考		
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)			
							円	円
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術 課長	181	49.9	577,888	14,781	563,107	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
	大学卒	81	48.4	574,209	2,200	572,009		
	短大卒	20	51.3	590,452	27,326	563,126		
	高校卒	78	51.1	582,202	25,219	556,983		
	中学卒	2	49.6	429,858	1,686	428,172		
	事務 課長代理	154	43.7	508,642	70,357	438,285	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	
	大学卒	119	42.4	514,277	74,408	439,869		
	短大卒	12	51.2	412,363	20,828	391,535		
	高校卒	21	49.0	531,897	76,799	455,098		
	中学卒	2	50.0	550,207	43,010	507,197		
	技術 課長代理	84	41.9	539,391	93,039	446,352	同 上	
	大学卒	61	40.6	543,554	96,179	447,375		
	短大卒	4	41.4	497,698	141,845	355,853		
	高校卒	19	46.9	531,892	71,935	459,957		
	中学卒							
	事務 係長	370	44.9	439,050	48,788	390,262	係の長及び係長級専門職	
		大学卒	182	41.9	436,830	49,089		387,741
		短大卒	57	45.3	403,185	46,716		356,469
		高校卒	121	49.3	456,914	48,498		408,416
		中学卒	10	47.2	499,725	61,573		438,152
	技術 係長	314	46.9	510,365	61,688	448,677	同 上	
		大学卒	137	45.1	472,232	66,508		405,724
		短大卒	40	46.4	495,611	78,555		417,056
		高校卒	137	48.9	552,753	52,519		500,234
	事務 主任	196	43.9	391,719	42,378	349,341	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	
大学卒		87	41.6	382,186	35,098	347,088		
短大卒		25	45.7	376,809	40,231	336,578		
高校卒		61	45.3	389,190	49,319	339,871		
中学卒		23	47.1	456,799	56,200	400,599		
技術 主任	223	41.9	487,713	89,789	397,924	同 上		
	大学卒	75	36.8	454,939	79,203		375,736	
	短大卒	37	41.8	494,208	88,632		405,576	
	高校卒	111	45.6	508,465	97,845		410,620	
	中学卒							
事務 係員	1,164	38.7	330,235	40,134	290,101			
	大学卒	480	35.6	335,329	39,839		295,490	
	短大卒	208	39.4	289,806	27,399		262,407	
	高校卒	464	41.6	340,926	45,422		295,504	
	中学卒	12	42.4	335,423	40,530		294,893	

職種名	調査 実人員	平均年齢	令和7年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)		
							円
事務・ 技術 関係 職種	技術係員	1,140	40.0	384,594	62,435	322,159	
	大学卒	397	36.8	363,677	57,136	306,541	
	短大卒	158	36.9	336,402	46,895	289,507	
	高校卒	585	42.0	402,164	67,471	334,693	
	中学卒						

- (注) 1 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
2 「中間職(課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
3 「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

2 企業規模500人以上

職種名	調査 実人員	平均年齢	令和7年4月分平均支給額			県職員対応級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)		
							円
事務・ 技術 関係 職種	支店長	6	51.9	843,105	4,312	838,793	行政職 9級
	大学卒	4	52.9	960,343	5,134	955,209	
	短大卒						
	高校卒	2	50.0	615,888	2,719	613,169	
	中学卒						
	工場長	4	53.8	923,197		923,197	同 上
	大学卒	2	56.5	1,070,570		1,070,570	
	短大卒						
	高校卒	2	51.2	781,628		781,628	
	中学卒						
	事務部長	51	54.3	696,412	536	695,876	同 上
	大学卒	36	54.5	701,075	628	700,447	
	短大卒	2	56.0	823,830		823,830	
	高校卒	12	52.8	662,664	366	662,298	
	中学卒	x	x	x	x	x	
技術部長	31	52.2	789,447	349	789,098	同 上	
大学卒	25	52.0	792,936	410	792,526		
短大卒	2	54.5	724,217		724,217		
高校卒	4	52.0	800,596	140	800,456		
中学卒							

職種名	調査 実人員	平均年齢	令和7年4月分平均支給額			県職員対応級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)		
							人
事務 ・ 技術 関係 職種	事務部次長	38	51.9	679,809	29	679,780	行政職 9級
	大学卒	35	51.6	682,082	31	682,051	
	短大卒	2	56.5	661,155		661,155	
	高校卒	x	x	x	x	x	
	中学卒						
	技術部次長	5	54.9	727,013		727,013	同 上
	大学卒	2	52.5	618,936		618,936	
	短大卒						
	高校卒 中学卒	3	56.7	803,963		803,963	
	事務課長	194	50.6	593,758	2,013	591,745	行政職 7級、8級
	大学卒	131	48.9	602,697	1,971	600,726	
	短大卒	19	53.0	607,434	1,169	606,265	
	高校卒	44	54.7	557,141	2,633	554,508	
	中学卒						
	技術課長	120	49.6	656,869	19,300	637,569	同 上
	大学卒	59	47.8	623,964	1,611	622,353	
	短大卒	12	53.6	703,979	46,131	657,848	
	高校卒	49	51.0	686,841	35,037	651,804	
	中学卒						
	事務課長代理	146	43.7	509,766	68,313	441,453	行政職 5級、6級
	大学卒	112	42.2	515,518	71,638	443,880	
	短大卒	11	51.4	410,096	22,421	387,675	
	高校卒	21	49.0	531,897	76,799	455,098	
	中学卒	2	50.0	550,207	43,010	507,197	
技術課長代理	76	41.6	546,021	96,608	449,413	同 上	
大学卒	59	40.6	545,783	97,838	447,945		
短大卒	2	39.0	592,402	178,319	414,083		
高校卒	15	46.2	540,644	79,789	460,855		
中学卒							
事務係長	222	44.2	469,536	56,088	413,448	行政職 3級、4級	
大学卒	113	40.3	453,574	56,796	396,778		
短大卒	23	46.5	451,344	52,359	398,985		
高校卒	76	49.8	501,145	55,710	445,435		
中学卒	10	47.2	499,725	61,573	438,152		
技術係長	210	47.4	550,986	68,370	482,616	同 上	
大学卒	99	44.9	491,634	73,873	417,761		
短大卒	18	48.0	585,568	103,597	481,971		
高校卒	93	50.0	607,986	56,318	551,668		
中学卒							

職種名	調査 実人員	平均年齢		令和7年4月分平均支給額			県職員対応級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)	
事務 ・ 技術 関 係 職 種	事務主任	95	45.0	432,669	53,730	378,939	行政職 2級 (一部は3級、4級)
	大学卒	30	44.1	414,761	46,380	368,381	
	短大卒	9	45.4	421,681	45,537	376,144	
	高校卒	33	44.3	435,316	61,053	374,263	
	中学卒	23	47.1	456,799	56,200	400,599	
	技術主任	120	41.6	560,879	109,905	450,974	同 上
	大学卒	37	33.4	519,226	108,233	410,993	
	短大卒	18	39.5	575,196	117,460	457,736	
	高校卒 中学卒	65	47.3	580,124	107,834	472,290	
	事務係員	613	39.5	361,910	49,943	311,967	行政職 1級
	大学卒	253	36.0	360,551	45,500	315,051	
	短大卒	74	41.5	323,106	36,835	286,271	
	高校卒 中学卒	274	41.9	373,737	57,536	316,201	
	技術係員	650	41.5	413,581	69,628	343,953	同 上
	大学卒	182	38.6	395,854	61,419	334,435	
	短大卒	74	37.2	375,601	58,826	316,775	
高校卒 中学卒	394	42.8	423,038	73,220	349,818		

3 企業規模100人以上500人未満

職種名	調査 実人員	平均年齢		令和7年4月分平均支給額			県職員対応級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)	
事務 ・ 技術 関 係 職 種	支店長	x	x	x	x	x	行政職 7級、8級
	大学卒						
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒 中学卒						
工場 長 職 種	工場長	6	52.1	576,592	291	576,301	同 上
	大学卒						
	短大卒	2	48.3	623,846		623,846	
	高校卒 中学卒	4	53.8	556,343	416	555,927	

職種名	調査 実人員	平均年齢	令和7年4月分平均支給額			県職員対応級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務部長	42	53.5	569,452	156	569,296	行政職 7級、8級
	大学卒	27	53.2	596,117	27	596,090	
	短大卒	3	55.5	501,229	2,115	499,114	
	高校卒 中学卒	12	53.8	524,451		524,451	
	技術部長	33	51.5	498,843	74	498,769	同 上
	大学卒	13	50.2	493,386	180	493,206	
	短大卒	7	51.2	549,173		549,173	
	高校卒	13	53.2	477,567		477,567	
	中学卒						
	事務部次長	17	51.8	551,681		551,681	同 上
	大学卒	10	51.9	570,617		570,617	
	短大卒	6	51.1	536,613		536,613	
	高校卒	x	x	x	x	x	
	中学卒						
	技術部次長	x	x	x	x	x	同 上
	大学卒						
	短大卒						
	高校卒 中学卒	x	x	x	x	x	
	事務課長	59	49.3	472,719	6,615	466,104	行政職 5級、6級
	大学卒	34	48.0	482,574	10,581	471,993	
	短大卒	7	51.8	458,566	3,888	454,678	
	高校卒	18	50.7	459,761		459,761	
	中学卒						
	技術課長	61	50.3	428,544	6,235	422,309	同 上
	大学卒	22	49.9	441,318	3,774	437,544	
	短大卒	8	47.9	425,487		425,487	
	高校卒	29	51.3	419,870	9,988	409,882	
中学卒	2	49.6	429,858	1,686	428,172		
事務課長代理	8	45.0	487,009	109,721	377,288	行政職 4級	
大学卒	7	44.5	492,484	123,067	369,417		
短大卒	x	x	x	x	x		
高校卒							
中学卒							
技術課長代理	8	46.5	443,556	41,446	402,110	同 上	
大学卒	2	38.0	414,300		414,300		
短大卒	2	45.0	359,362	88,566	270,796		
高校卒	4	50.3	491,203	35,424	455,779		
中学卒							

職種名	調査 実人員	平均年齢	令和7年4月分平均支給額			県職員対応級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)		
							人
事務 ・ 技術 関 係 職 種	事務 係 長	148	46.1	382,240	35,185	347,055	行政職 3級
	大学卒	69	45.5	400,106	32,187	367,919	
	短大卒	34	44.3	357,778	41,396	316,382	
	高校卒	45	48.4	374,018	34,983	339,035	
	中学卒						
	技術 係 長	104	45.4	395,752	42,835	352,917	同 上
	大学卒	38	45.7	401,687	39,730	361,957	
	短大卒	22	44.7	398,860	51,622	347,238	
	高校卒	44	45.6	389,103	41,262	347,841	
	中学卒						
	事務 主 任	101	42.9	357,613	32,924	324,689	行政職 2級 (一部は3級)
	大学卒	57	40.4	366,864	29,792	337,072	
	短大卒	16	45.8	356,624	37,844	318,780	
	高校卒	28	46.4	338,239	36,357	301,882	
	中学卒						
	技術 主 任	103	42.4	380,006	60,176	319,830	同 上
	大学卒	38	40.6	382,020	46,275	335,745	
	短大卒	19	45.4	362,848	41,875	320,973	
	高校卒	46	42.8	385,563	80,713	304,850	
	中学卒						
事務 係 員	551	37.6	280,210	24,640	255,570	行政職 1級	
大学卒	227	34.8	295,948	31,000	264,948		
短大卒	134	37.7	264,165	20,133	244,032		
高校卒	190	40.9	272,253	20,069	252,184		
中学卒							
技術 係 員	490	36.3	309,655	43,837	265,818	同 上	
大学卒	215	34.5	325,495	52,054	273,441		
短大卒	84	36.6	288,940	32,449	256,491		
高校卒	191	38.1	300,846	39,567	261,279		
中学卒							

4 【参考】企業規模50人以上100人未満

職種名	調査 実人員	平均年齢	令和7年4月分平均支給額			
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長 大学卒						
短大卒						
高校卒						
中学卒						
工場長 大学卒						
短大卒						
高校卒						
中学卒						
事務部長	8	55.0	607,965	76,573	531,392	
	大学卒	6	55.0	636,937	46,880	590,057
	短大卒					
	高校卒	2	55.0	521,050	165,650	355,400
中学卒						
技術部長	4	53.5	540,596	80,671	459,925	
	大学卒	x	x	x	x	x
	短大卒					
	高校卒	3	52.7	510,584	38,184	472,400
中学卒						
事務部次長	x	x	x	x	x	
	大学卒					
	短大卒					
	高校卒	x	x	x	x	x
中学卒						
技術部次長						
	大学卒					
	短大卒					
	高校卒					
中学卒						
事務課長	9	51.3	473,937	2,444	471,493	
	大学卒	3	50.3	678,511	7,333	671,178
	短大卒	3	55.3	332,500		332,500
	高校卒	3	48.3	410,800		410,800
中学卒						
技術課長	8	49.4	427,636	40,683	386,953	
	大学卒	3	49.0	419,296	43,105	376,191
	短大卒					
	高校卒	5	49.6	432,640	39,231	393,409
中学卒						

職種名	調査 実人員	平均年齢	令和7年4月分平均支給額			
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)	
						円
事務 ・ 技術 関 係 職 種	事務課長代理	8	52.8	432,779	5,645	427,134
	大学卒	x	x	x	x	x
	短大卒	4	54.5	407,066	11,291	395,775
	高校卒	3	50.0	402,139		402,139
	中学卒					
	技術課長代理	5	46.4	381,479	52,192	329,287
	大学卒	x	x	x	x	x
	短大卒					
	高校卒	4	48.0	392,475	60,325	332,150
	中学卒					
	事務係長	36	46.7	406,554	37,070	369,484
	大学卒	12	43.4	443,592	28,156	415,436
	短大卒	6	55.3	472,813	82,491	390,322
	高校卒	18	46.0	359,775	27,872	331,903
	中学卒					
	技術係長	22	47.2	455,875	53,991	401,884
	大学卒	11	44.7	405,242	58,431	346,811
	短大卒	x	x	x	x	x
	高校卒	10	50.3	518,087	49,895	468,192
	中学卒					
事務主任	45	41.7	312,638	45,741	266,897	
大学卒	22	39.5	347,216	55,980	291,236	
短大卒	9	46.7	280,193	26,508	253,685	
高校卒	14	41.9	279,157	42,016	237,141	
中学卒						
技術主任	7	37.3	352,454	53,521	298,933	
大学卒	5	36.8	339,818	49,664	290,154	
短大卒	2	38.5	384,045	63,165	320,880	
高校卒						
中学卒						
事務係員	108	39.6	253,348	27,070	226,278	
大学卒	31	39.1	265,170	28,981	236,189	
短大卒	18	41.3	243,702	20,065	223,637	
高校卒	58	39.7	251,366	28,683	222,683	
中学卒	x	x	x	x	x	
技術係員	61	33.0	304,013	48,456	255,557	
大学卒	35	32.3	312,642	50,610	262,032	
短大卒	14	31.5	299,095	60,461	238,634	
高校卒	12	37.1	283,052	26,788	256,264	
中学卒						

その2 その他の職種

企業規模計（100人以上）

職種名	調査 実人員	平均年齢	令和7年4月分平均支給額			備考
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)	
	人	歳	円	円	円	
技能・ 労務関係 職種						
電話交換手						見習、外国語の電話交換手を除く。
自家用乗用 自動車運転手	x	x	x	x	x	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
守衛 用務員						
研究関係 職種						
研究所長	x	x	x	x	x	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
研究部(課)長	7	48.0	560,231		560,231	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
研究室(係)長	12	44.8	467,065	37,349	429,716	構成員3人以上の室(係)の長
主任研究員	13	40.8	434,315	34,092	400,223	下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
研究員	19	31.5	329,912	27,408	302,504	
研究補助員						
医療関係 職種						
病院長						部下に医師又は歯科医師5人以上
副院長						上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
医科長						部下に医師又は歯科医師1人以上
医師						
歯科医師						

職種名	調査 実人員	平均年齢	令和7年4月分平均支給額			備考		
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)			
医療関係職種	薬局長	人	歳	円	円	円	部下に薬剤師2人以上	
	薬剤師	6	46.3	529,150	14,833	514,317		
	診療放射線技師	7	42.3	366,627	10,828	355,799		
	臨床検査技師	6	42.2	316,109	15,293	300,816		
	栄養士	8	42.4	284,788	30,054	254,734		
	理学療法士	27	35.2	337,460	5,246	332,214		
	作業療法士	25	34.4	322,965	5,870	317,095		
	総看護師長						部下に看護師長5人以上	
	看護師長	22	45.8	391,731	8,178	383,553	部下に看護師又は准看護師5人以上	
	看護師	68	42.6	356,857	9,672	347,185		
	准看護師	35	47.0	322,438	2,087	320,351		
	教育関係職種	大学	学部長	5	61.6	645,770		645,770
			教授	59	55.7	656,717		656,717
			准教授	48	47.0	546,044		546,044
講師			23	46.3	454,701	296	454,405	
助教			6	47.2	380,708		380,708	
高等学校		校長	x	x	x	x	x	
		教頭 教諭	25	46.1	387,990	10,263	377,727	

第20表 民間における初任給の改定状況

学歴	項目 企業規模	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
			増額	据置き	減額	
大学卒	規模計 (100人以上)	% 39.5	% (87.5)	% (12.5)	% (-)	% 60.5
	500人以上	55.8	(95.2)	(4.8)	(-)	44.2
	100人以上 500人未満	22.0	(66.3)	(33.7)	(-)	78.0
	【参考】50人以上 100人未満	15.5	(71.4)	(28.6)	(-)	84.5
高校卒	規模計 (100人以上)	47.6	(92.0)	(8.0)	(-)	52.4
	500人以上	59.9	(96.9)	(3.1)	(-)	40.1
	100人以上 500人未満	34.3	(82.9)	(17.1)	(-)	65.7
	【参考】50人以上 100人未満	12.7	(31.0)	(69.0)	(-)	87.3

(注) ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第21表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	割合
支給する	62.9%
支給しない	37.1%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額最高支給額の中位階層	27,000円以上 28,000円未満

(注) 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第22表 民間における通勤手当の支給状況

その1 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況

支給する	支給形態				支給しない
	運賃相当額制	距離段階別 定額制	一律定額制	その他	
%	%	%	%	%	%
100	(14.8)	(64.5)	(0.3)	(20.4)	—

(注) 1 支給形態の()内は、自動車使用者に通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである(その2及びその3において同じ。)

その2 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の支給状況

支給する	支給形態				支給しない
	全額支給制	制限支給制	一律定額制	その他	
%	%	%	%	%	%
20.1	(—)	(60.3)	(39.7)	(—)	79.9

(注) 支給形態の()内は、外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

その3 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の月額支給の状況

月額							
3,000円未満	3,000円以上 4,000円未満	4,000円以上 5,000円未満	5,000円以上 6,000円未満	6,000円以上 7,000円未満	7,000円以上 8,000円未満	8,000円以上 9,000円未満	9,000円以上 10,000円未満
%	%	%	%	%	%	%	%
39.7	—	—	60.3	—	—	—	—
月額							
10,000円以上 15,000円未満	15,000円以上						
%	%						
—	—						

(注) 1 外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を全額支給制又は制限支給制、一律定額制として支給する事業所を100とした割合である。

2 全額支給制及び制限支給制にあつては最高支給月額。

その4 自動車等使用者に対する通勤手当の状況

距離(片道)	距離段階別定額制における支給月額					
	5km	10km	20km	30km	40km	50km
支給月額	4,113円	6,972円	12,537円	18,039円	23,872円	30,289円
距離(片道)	60km	70km	80km	90km	100km	
支給月額	36,559円	43,779円	52,824円	58,463円	68,044円	

(注) 当該距離段階を設定している事業所を対象に集計した平均支給額である。

第23表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

係員		課長級		部長級(非役員)	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
%	%	%	%	%	%
59.5	40.5	54.3	45.7	52.5	47.5

(注) 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

3 生計費関係

令和7年4月の標準生計費

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、勤労者世帯のうち、1人世帯及び夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される複数人世帯（2人～5人世帯）について、世帯人員別に世帯主の想定年齢を設定し、令和7年4月の標準生計費を算定した。

標準生計費は、次の5つの費目を対象として算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

- 食料費・・・食料
- 住居関係費・・・住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被服・履物費・・・被服及び履物
- 雑費Ⅰ・・・保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雑費Ⅱ・・・その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

第24表 大分市における費目別・世帯人員別標準生計費

(令和7年4月)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	円 29,840	円 40,300	円 51,550	円 62,780	円 74,030
住居関係費	36,460	47,330	39,500	31,670	23,840
被服・履物費	5,470	3,940	6,270	8,600	10,930
雑費Ⅰ	15,900	23,310	32,460	41,600	50,750
雑費Ⅱ	8,380	13,650	17,860	22,070	26,280
計	96,050	128,530	147,640	166,720	185,830